

第8回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成20年12月12日（金）

13：00～15：00

場所：上北山村振興センター

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶

2. 議事

平成20年度西大台利用調整地区の運用結果について

平成21年度西大台利用調整地区に係る認定事務等の改善
について

3. その他

第8回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 准教授 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	鳥谷 和彦 流域管理調整官
奈良県地域振興部文化観光局 ならの魅力創造課	福野 博昭 主任調整員
奈良県くらし創造部 景観・環境局自然環境課	松浦 寛二 主幹 中川 康博 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主事
大台町宮川総合支所産業室	枘田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	新谷 五男 委員長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長（代表）
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
（財）グリーンパークかわかみ	喜家村 玲子 自然観察指導員
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道（株）大阪輸送統括 部運輸部事業課	（ご欠席）
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明 会長
奈良県勤労者山岳連盟	（ご欠席）
奈良県山岳連盟	大日 公一 副会長理事
奈良県タクシー協会	（ご欠席）
奈良交通（株）吉野営業所	松尾 茂 所長
（社）日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	（ご欠席）
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	富室 良城 代表理事組合長
吉野熊野観光開発（株）	林 彪 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

<事務局>

環境省		
近畿地方環境事務所	田邊 仁	統括自然保護企画官
	杉田 高行	国立公園・保全整備課長
	松井 裕	自然再生企画官
吉野自然保護官事務所	吉澤 泰輔	自然保護官
	濱名 功太郎	自然保護官
	瀬川 涼	自然保護官
（株）スペースビジョン研究所	宮前 洋一	
	宮前 保子	
	安場 浩一郎	

配布資料一覧

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表

- 資料 1 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果概要
- 資料 2 平成 21 年度西大台利用調整地区に係る認定事務等の改善について
- 参考資料 1 ビジターセンター調べによる大台ヶ原の利用動向
- 参考資料 2 - 1 認定関係事務の実施状況
- 参考資料 2 - 2 巡視及び違反者等への指導状況
- 参考資料 2 - 3 西大台利用調整地区の利用者意識等に関する調査
- 参考資料 3 西大台利用調整地区の周知・普及啓発
- 参考資料 4 西大台利用調整地区の手続き
- 参考資料 5 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画
- 参考資料 6 第 7 回西大台地区利用適正化計画検討協議会議事概要
- 参考資料 7 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会設置要領

平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

吉野熊野国立公園の大台ヶ原では、西側に位置する西大台地区の良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、自然公園法に基づき立入り人数等を調整する区域として「西大台利用調整地区」を平成 18 年 12 月 26 日に指定した。その後、平成 19 年度は 9 月 1 日から 11 月 28 日までの約 3 ヶ月間、平成 20 年度は 4 月 23 日から 11 月 30 日までの約 7 ヶ月間、利用調整を実施した。平成 20 年度の利用調整にかかる運用結果の概要は以下のとおりである。

◆**利用調整の期間**：平成 20 年 4 月 23 日～平成 20 年 11 月 30 日（222 日間）

この期間は、事前に申請をして認定を受けた利用者のみ西大台に立入りが可能。

※利用集中期は、過去の利用者数調査から、4 月 26 日～6 月 1 日、8 月 9 日～8 月 17 日、9 月 27 日～11 月 3 日の計 84 日間を設定。

◆**上限人数**

ア：利用集中期の土日祝日：100 人

イ：利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50 人

ウ：上記以外の平日：30 人

（※利用調整期間の上限人数合計 10,790 人）

◆認定者数

利用調整期間のうち、4月23日～10月31日まで（192日間）の認定者数は、合計1,055人であり、立入りをキャンセルした人107人を除く推定立入人数*は、計948人であった。また、同期間の延べ上限人数9,500人に対する認定者数の比率は、平均11.1%であった。

この期間のうち最も認定者数が多かったのは、10月26日（日）で、46人であった。また、認定者数が0の日は、192日間で57日間あり、その割合は29.7%であった。

表1 月別認定者数等

	認定者数	推定立入人数*	立入比率(%)	キャンセル数	延べ上限人数	上限に対する比率(%)
4月	55	51	92.7	4	490	11.2
5月	222	188	84.7	34	2,100	10.6
6月	174	166	95.4	8	1,130	15.4
7月	88	84	95.5	4	1,110	7.9
8月	127	121	95.3	6	1,430	8.9
9月	85 (67)	70 (52)	82.4 (77.6)	15 (15)	1,240 (1,240)	6.9 (5.4)
10月	304 (250)	268 (218)	88.2 (87.2)	36 (32)	2,000 (2,000)	15.2 (12.5)
11月	- (135)	- (118)	- (87.4)	- (17)	- (1,160)	- (11.6)
合計	1,055 (452)	948 (388)	89.9 (85.8)	107 (64)	9,500 (4,400)	11.1 (10.3)

※推定立入人数は、認定者数からキャンセル数を引いたもの。

()内は、平成19年度の数值。

平成20年度の4月は4/23～4/30の8日間。平成19年度の11月は11/28まで。

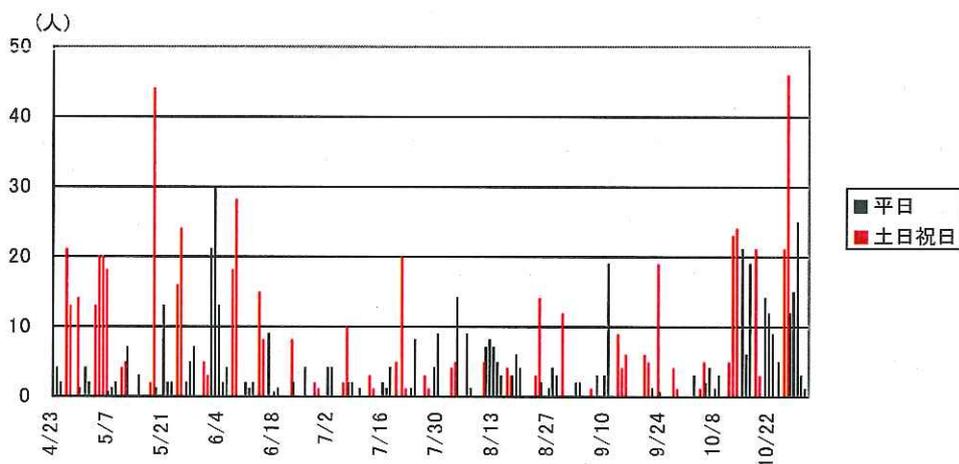


図1 西大台の日別認定者数

◆巡視

利用調整地区における禁止事項等に対する違反者への注意の件数は、合計 16 件、延べ 29 人であり、違反の内容は、全て無認定の入山であった。平成 19 年度（9～11 月、21 件 40 人）と比べると、違反者への注意件数は減少している。

違反者等に対しては、制度説明、注意の上、利用調整地区からの退去を求めた。指導の結果、違反者等は、いずれの場合も指導に従って退去している。

表 2 違反者等への指導の状況

	違反者への注意		違反の未然防止		駐車車両の 確認件数※
	件数	人数	件数	人数	
4 月	0	0	1	1	8
5 月	6	7	9	15	27
6 月	7	12	8	16	14
7 月	0	0	9	16	14
8 月	1	7	6	14	7
9 月	0	0	1	2	24
10 月	2	3	17	27	6
合計	16	29	51	91	100

※ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において駐車車両の確認を行った。

平成 21 年度西大台利用調整地区に係る認定事務等の改善について

平成 21 年度の運用に向けた西大台地区利用適正化計画の見直しについては、モニタリング調査の結果及び大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会におけるそれに対する評価を踏まえて行うこととし、今回の協議会では、利用調整地区の運用に関する事項の内、認定事務等の改善に関する検討を行った。

協議会における認定事務等の改善に関する検討事項と対応方針

検討事項	要望	来年度以降の対応方針等
認定事務について	立入日当日または前日の申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 指定認定機関の事務処理体制が十分整っていないため、現時点での対応は困難ですが、今後は、左記のような柔軟な対応が可能となるように、事務処理体制の充実を図っていくよう、調整を図っていきます。
	地域特別枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法の規定上、特別の認定枠を設けることは認められていません。 なお、立入日当日または前日の申請受付については、上記のとおりです。
	申請書の提出期限の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 指定認定機関との調整を踏まえ、来春から申請書の提出期限を「10 日前まで」に短縮し、利用者の利便を図っていきます。
	インターネットを用いた予約システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> E メールによる予約については、指定認定機関の事務処理体制の充実を図りつつ、可能な限り早い段階での導入を目指していきます。 予約状況に関する情報提供等についても、今後、充実を図っていきます。
	認定者の入れ替え	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法の規定上、認定は申請者個人に対してなされるものであるため、認定枠の他人への譲渡は認められません。
1 団体あたりの上限人数について	1 団体あたりの上限人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> マイクロバスによるツアー等に対応するため、1 団体あたりの上限を 10 人から 20 人に変更してほしい。 1 団体あたりの上限人数は、一時的に大人数が利用することによる自然環境への影響、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また、無理なくガイドの説明を聞くことが出来る人数を考慮して設定しています。当面はこの基準が適切と考えており、現在の上限人数を引き続き維持したいと考えています。

検討事項		要望	来年度以降の対応方針等
レクチャーについて	レクチャー内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた写真の提示や、植物等が観察できる場所の説明などを行い、レクチャーの内容を改善してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクチャー内容については、関係各位や利用者の意見を聴きつつ、逐次、充実に努めています。
	パンフレットの修正	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の説明については、種の選定、説明内容等について再検討してほしい。 ・昆虫の名称、科名に誤りがあるため、修正してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの改訂の際に充実を図ります。 ・昆虫の名称、科名の誤りについては、修正を行いました。
施設について	歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が荒廃している箇所について整備してほしい。 ・西大台利用調整地区については、これ以上の歩道整備を行わないでほしい。 ・過剰な整備は適切ではないが、安全面については、十分配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画においては、「自然景観に調和した必要最小限の整備とする」こととしています。ただし、安全面等を踏まえ、今後も、歩道の整備のあり方について継続的に検討していくこととします。
	標識・ロープ柵の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・シオカラ谷方面の歩道沿いで、ロープ柵が張られていない箇所や利用調整地区を示す標識が設置されていない区間があるので、対応してほしい。 ・滝見尾根への入口にも、利用調整地区を示す標識を設置してほしい。 ・経ヶ峰に、立入禁止である旨を示す標識を設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のロープ柵がある区間については、利用調整地区を示す標識を設置しました。 ・滝見尾根への入口に、利用調整地区を示す標識を設置しました。 ・経ヶ峰に、立入禁止である旨を示す標識を設置しました。
	靴を水で洗う場所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・入口ゲートの足拭きマットだけでは不十分なので、靴を水で洗って泥を落とす場所を設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度より、ビジターセンター前に、靴を水で洗う場所を設置し、レクチャーでもその旨、指導を行うようにしました。

参考 利用者アンケートにおける認定事務等に関する意見

平成 19 年度及び 20 年度の利用者アンケート（レクチャーに関するアンケートの自由意見、及び利用後アンケートの自由意見）における、認定事務やその他の運用に関する意見を以下に示す。

※平成 19 年度は、認定者数 452 人、アンケート回収数：レクチャー後 348 票、利用後 175 票

平成 20 年度は、認定者数 1,055 人、アンケート回収数：レクチャー後 824 票、利用後 379 票

意見の内容		意見数	
		H19	H20
事務手数料について	・事務手数料を安くしてほしい。	7	6
	・悪天候で入山できないときは、手数料を返してほしい。	1	0
	・事務手数料は当日払いにしてほしい。	0	2
認定手続きについて	・申請の手続きを簡略化してほしい。	5	16
	・立入日の 2 週間前となっている申請期限を短縮してほしい。	6	11
	・認定日が変更出来るようにしてほしい。	9	14
	・インターネット、メールで申請手続きが出来るようにしてほしい。	1	0
	・現地で立入申請が行えるようにしてほしい。	2	0
レクチャーについて	・レクチャー内容を改善してほしい。	14	10
	・レクチャーの免除、または有効期限を長くしてほしい。	2	5
	・配布冊子を改善してほしい。	4	10
巡視について	・巡視を強化してほしい。	5	0
施設について	・迷いやすいため案内標識の拡充が必要。	50	71
	・歩道のラインが分かりにくいので対策が必要。	2	16
	・登山道を整備してほしい。	7	6
	・河川の渡渉点を整備してほしい。	3	5
	・トイレを整備してほしい。	7	9
	・食事や休憩の出来る場所を整備してほしい。	2	4
	・解説標識を整備してほしい。	4	14
	・現在のルート以外も開放してほしい	1	5
	・道に迷いやすいので対策がほしい。	4	0
	■その他の施設に関する意見（H20 年度）	0	8
・歩道の中までバイケイソウが生えている箇所があったが、踏まれないように、何か良い対策をしてほしい。（1 件）			
・案内標識を、木に釘で打ちつけている箇所があったが、マナー教育にマイナスだと思う。（1 件）			
・ポストにアンケートが入りにくい。（1 件）			
・入口の足拭き場だけでは、外来植物を防ぐことができないと思うので、駐車場にでも靴洗い場を作ってはどうか。（1 件）			
・登山道は出来るだけ現状のままにしてほしい。過度に整備するのではなく、自然石での補強が望ましいと思う。（3 件）			
・木の根を踏んで歩くようになっているので、何らかの対策が必要ではないか。（1 件）			

意見の内容		意見数	
		H19	H20
運用に関する意見	<p>■その他の運用に関する意見 (H20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝に入山できるようにしてほしい。(3件) ・レクチャーの開始まで長時間待たされた。もう少し臨機応変な対応をしてほしい。(1件) ・レクチャーの回数を増やしてほしい。(1件) ・許可証用の紐を自分で用意していたが、センターで用意してくれていた。そのことについて、事前に伝えておいた方がよい。(1件) ・入山料金1,000円の使途を説明した方がよい。(1件) ・雨の多い日は入山を許可しない方がよいと思う。(1件) ・書類の郵送の際に、西大台に関する詳しい資料を一緒に送ってもらえると、事前に学習できてよいと思う。(2件) ・作業用のモノレールが設置されていたが、あれこそ自然を壊すものではないか。手数料があのようなことに使われていると思うと腹立たしい。(1件) ・コケがごっそり無くなっている木があったので、出入口で持ち物の検査等ができないか検討してほしい。(1件) ・身分証明書の提示は不要だと思う。(3件) ・ガイドをしてほしい。(1件) ・レクチャールームにも良い展示があったが、レクチャー時間には入れないのが残念だった。(1件) ・遠方から来るものにとっては、レクチャーの時間割が負担だった。(1件) ・大阪などで事前レクチャーを受けることができるようにしてほしい。(1件) ・利用者が来たら、すぐにレクチャーを始めてほしい。(1件) ・入山届けに血液型の記入が必要か疑問だ。(1件) ・手数料の振込み先をゆうちょ銀行以外にも設定してほしい(手数料が高くなるため)。(1件) ・「監視員」の腕章を付けた人に出会ったが、もう少し良い呼び名はないか？(1件) ・入山届けの記入に時間がかかるので、アンケートと同時に記入できるようにしてほしい。(1件) ・電話予約の際、立入が可能であるかどうか曖昧な返事だったので、手続きを焦らされた。明確な対応をするようにしてほしい。(1件) ・入山者が交代できるようにしてほしい。(1件) ・ゴミが落ちていたので、入山者のモラルを高めるように、注意してほしい。(1件) ・簡易トイレはレクチャー時に、入山者に配布するようにしてほしい。(1件) ・21人のグループで来たことに対して、強く注意を受けた。時間をおいて、分かれて入山していたのに、このような注意を受けてたいへん不愉快だった。(1件) 	0	28

ビジターセンター調べによる大台ヶ原の利用動向

大台ヶ原ビジターセンター調べによる正午時点における駐車台数をもとに、ドライブウェイ開通期間の利用者数を推計し¹、大台ヶ原の利用実態の把握を行った。なお、平成 20 年度の調査期間は、4 月 23 日～10 月 31 日である。

1. 利用者数の推移

平成 20 年度の 10 月 31 日までの大台ヶ原の利用者総数は、127,888 人であった。10 月末日までの昨年及び一昨年の利用者総数と比較すると、平成 19 年度が 163,244 人、18 年度が 170,229 人となっており、利用者数は減少傾向にあるといえる。

なお、過去 5 年間で平成 16 年度の利用者が最も少ないが、これは、台風の影響及びそれによる通行規制の影響があったと考えられる。また、平成 19 年度については平成 19 年 1 月の崩落事故のため、4 月 20 日まで国道 169 号が通行止めとなり、その後、9 月の全面開通まで、片側交互通行の規制が行われていた。

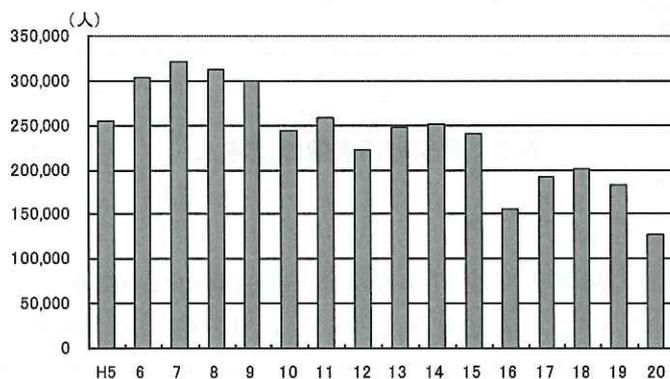


図 1 大台ヶ原の利用者数の推移

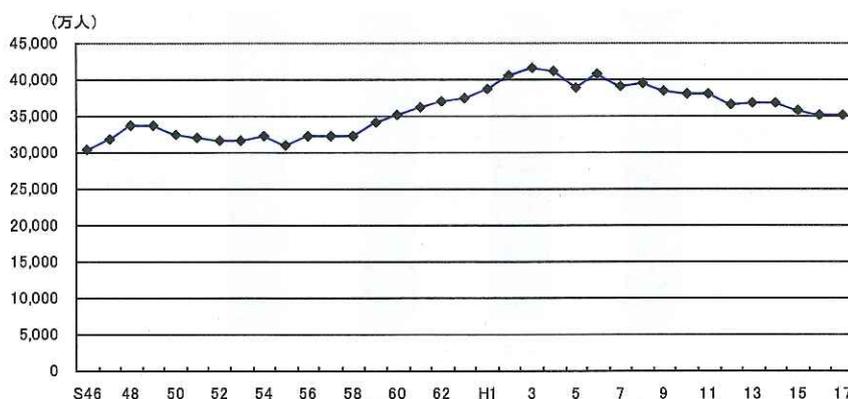


図 2 国立公園（全国）利用者数の推移

出典：環境省資料

¹ 利用者数は、正午時点の駐車台数を基に、以下の式で推計した。

$$\text{利用者数} = \text{観光バス台数} \times 25 \text{ 人} + \text{自動車台数} \times 3 \text{ 人} \times 3 \text{ 回転} + \text{二輪車台数} \times 1.5 \text{ 人}$$

2. 月別利用者数

過去5年間について、月別利用者数の推移をみると、平成19年を除いて、10月が最も利用者数が多く、次いで5月、8月、11月の利用者が多くなっている。平成20年度については、各月とも利用者数は平年並みか平年を下回っているが、10月は51,064人と、平成18年度に次ぐ利用者数となっており、10月への利用者の集中が顕著であった。

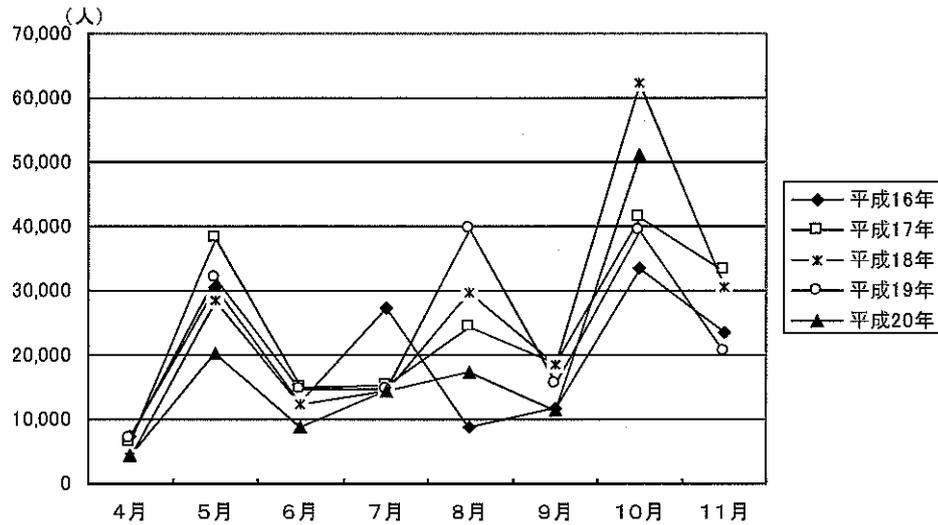


図3 月別利用者数の推移

3. 曜日別利用者数

休日(土日祝日)の利用者の割合は、平成17年度が62.5%、18年度が62.0%、19年度が56.3%、20年度が57.9%と推移している。平成20年度については、19年度とほぼ同程度の割合となっており、平成17、18年度と比較すると、少しずつではあるが、平日への利用の分散化がみられる。

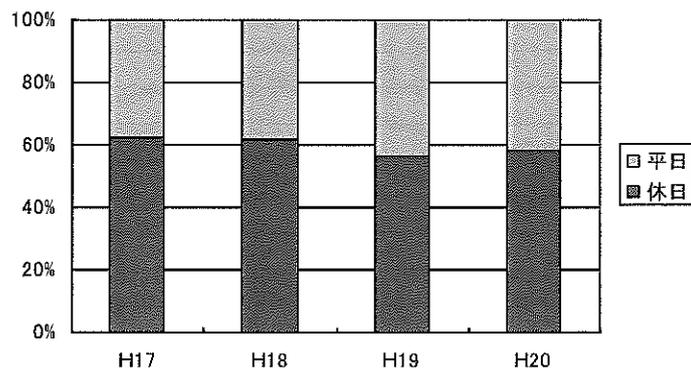


図4 曜日別利用者数割合の推移

4. 日別利用者数

日別の利用傾向をみると、例年と同様、平日よりも土日祝日の利用者数が多くなっているが、8月のお盆前後や紅葉シーズンの10月下旬に関しては平日の利用者数も比較的多くなっている。

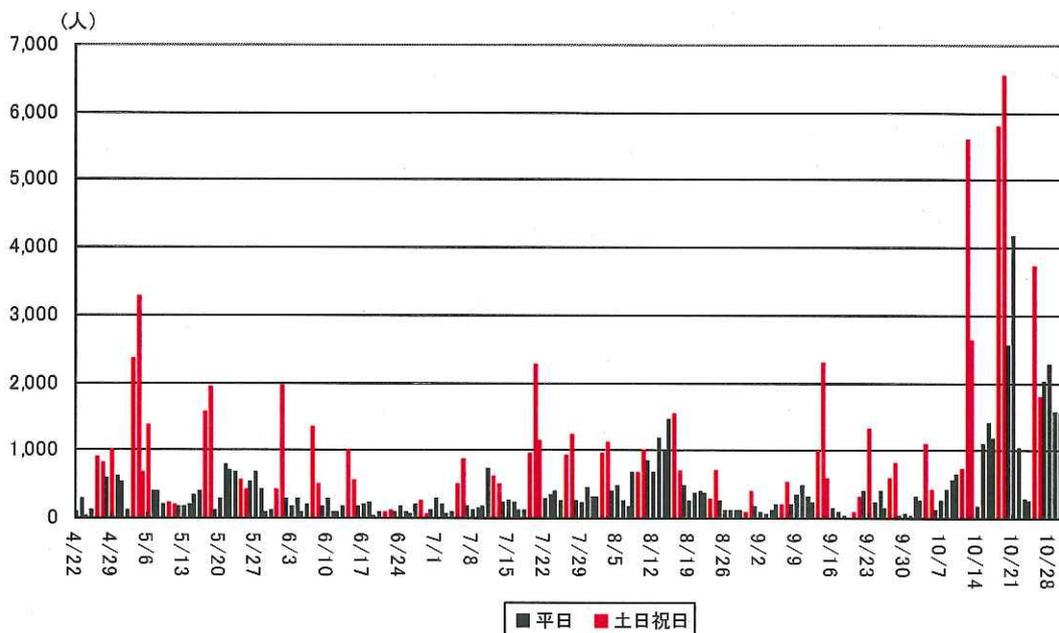


図5 平成20年度日別利用者数

5. 車両駐車台数

平成20年10月末日までの正午時点における駐車台数の合計は、観光バス383台、乗用車12,873台、二輪車1,637台であった。過去5年間の駐車台数の推移をみると、観光バス、乗用車は減少傾向にあるが、二輪車については、平成19年度の台数が最も多くなっており、増加傾向がうかがえる。

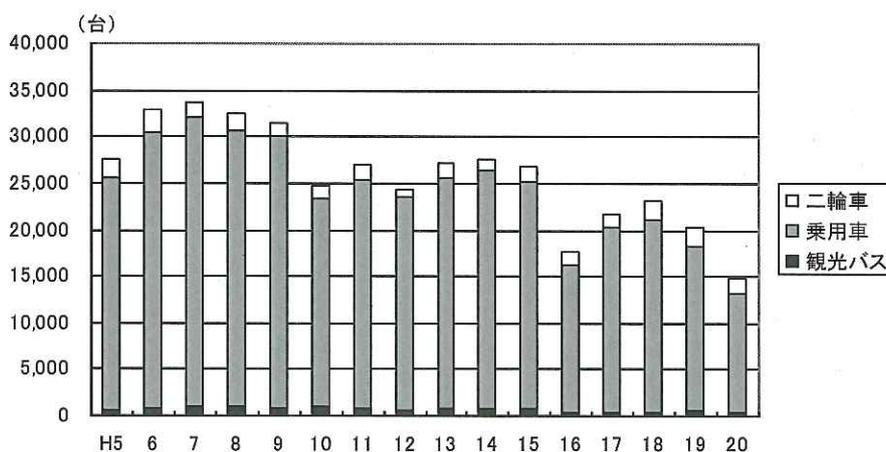


図6 車両種類別にみた正午における駐車台数の推移

認定関係事務の実施状況

平成 20 年 4 月 23 日から 10 月 31 日までの、西大台利用調整地区における認定者数の実績や認定関係事務の実施状況等についてまとめた。

1. 結果概要

平成 20 年 4 月 23 日から 10 月 31 日までの立入認定者数は、合計 1,055 人で、延べ上限人数(9,500 人)に対する比率は 11.1%で、平成 19 年度(10.3%)と同程度であった。

2. 認定者数

平成 20 年 4 月 23 日から 10 月 31 日まで(192 日間)の日別の認定者数は、下図の通りである(※詳細は表 4 参照)。最も認定者数が多かったのは、10 月 26 日(日)の 46 人であった(平成 19 年度:10 月 21 日(日)、69 人)。また、認定者数が 0 の日は、192 日間で 57 日間あり、その割合は 29.7%であった(平成 19 年度:89 日間で 31 日間、34.8%)。

また、平成 19 年度は、認定者数が上限に達した日は無かったが、平成 20 年度は、6 月 3 日(火)に、認定者数が上限の 30 人となった。

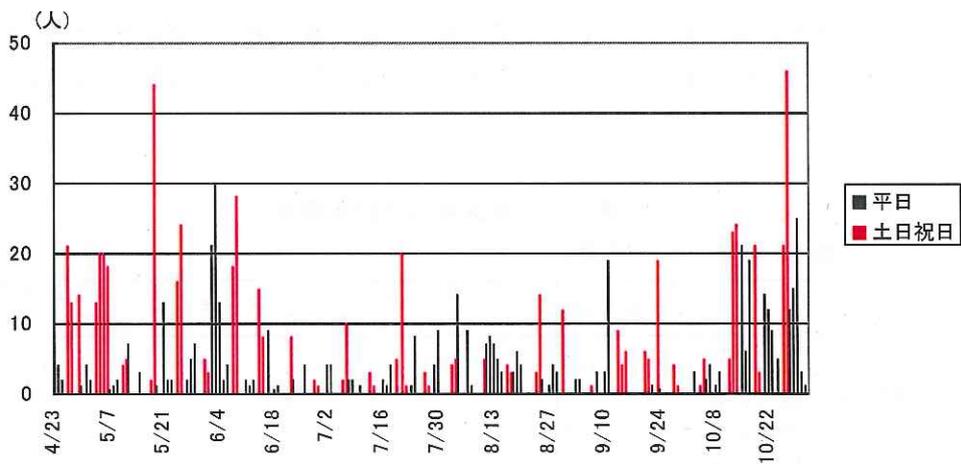


図 1 日別認定者数

また、表 1 に示すように、期間中の延べ認定者数は、1,055 人であり、立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 948 人であった。また、延べ上限人数に対する認定者数の比率は平均 11.1%であった。

認定者数が最も多かった月は、10 月の 304 人、次いで 5 月の 222 人であった。認定者数が最も少なかったのは、4 月を除くと、9 月の 85 人、次いで 7 月の 88 人であった。

表1 月別認定者数等

	認定者数	推定立入人数*	立入比率(%)	キャンセル数	延べ上限人数	上限に対する比率(%)
4月	55	51	92.7	4	490	11.2
5月	222	188	84.7	34	2,100	10.6
6月	174	166	95.4	8	1,130	15.4
7月	88	84	95.5	4	1,110	7.9
8月	127	121	95.3	6	1,430	8.9
9月	85 (67)	70 (52)	82.4 (77.6)	15 (15)	1,240 (1,240)	6.9 (5.4)
10月	304 (250)	268 (218)	88.2 (87.2)	36 (32)	2,000 (2,000)	15.2 (12.5)
11月	- (135)	- (118)	- (87.4)	- (17)	- (1,160)	- (11.6)
合計	1,055 (452)	948 (388)	89.9 (85.8)	107 (64)	9,500 (4,400)	11.1 (10.3)

※推定立入人数は、認定者数からキャンセル数を引いたもの。

()内は、平成19年度の数値。

平成20年度の4月は4/23~4/30の8日間。平成19年度の11月は11/28まで。

また、上限人数別の認定数を表2に示した。延べ上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では12.9%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では11.0%、それら以外の平日では9.0%であった。

表2 上限人数別の認定者数

平成20年度(4~10月)

	上限人数	平成20年度の日数	延べ上限人数	認定者数	上限に対する比率(%)
利用集中期の土日祝日	100	30	3,000	388	12.9
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	50	82	4,100	451	11.0
上記以外の平日	30	80	2,400	216	9.0
合計	-	192	9,500	1,055	11.1

平成19年度(9~11月)

	上限人数	平成20年度の日数	延べ上限人数	認定者数	上限に対する比率(%)
利用集中期の土日祝日	100	13	1,300	228	17.5
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	50	41	2,050	165	8.0
上記以外の平日	30	35	1,050	59	5.6
合計	-	89	4,400	452	10.3

3. レクチャー受講者数

認定者 1,055 人の内、複数回認定により受講を免除された人が 107 人、立入をキャンセルした人が 107 人おり、レクチャー受講者は 841 人であった。

表3 レクチャー受講者数

	レクチャー 受講者数	受講免除者 数	キャンセル 数
4月	47	4	4
5月	164	24	34
6月	153	13	8
7月	70	14	4
8月	110	11	6
9月	59	11	15
10月	238	30	36
合計	841	107	107

表4 日別認定者数等一覧

4月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	0	0	0	0	30
24	木	4	3	0	1	30
25	金	2	0	2	0	30
26	土	21	18	2	1	100
27	日	13	12	0	1	100
28	月	0	0	0	0	50
29	火祝	14	13	0	1	100
30	水	1	1	0	0	50
計		55	47	4	4	490

5月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	木	4	3	1	0	50
2	金	2	2	0	0	50
3	土祝	13	13	0	0	100
4	日	20	18	2	0	100
5	月祝	20	14	4	2	100
6	火祝	18	14	2	2	100
7	水	0	0	0	0	50
8	木	1	0	1	0	50
9	金	2	2	0	0	50
10	土	4	1	1	2	100
11	日	5	4	1	0	100
12	月	7	5	0	2	50
13	火	0	0	0	0	50
14	水	0	0	0	0	50
15	木	3	0	3	0	50
16	金	0	0	0	0	50
17	土	2	0	2	0	100
18	日	44	39	1	4	100
19	月	1	1	0	0	50
20	火	0	0	0	0	50
21	水	13	12	0	1	50
22	木	2	0	1	1	50
23	金	2	2	0	0	50
24	土	16	15	1	0	100
25	日	24	8	1	15	100
26	月	0	0	0	0	50
27	火	2	2	0	0	50
28	水	5	4	1	0	50
29	木	7	3	1	3	50
30	金	0	0	0	0	50
31	土	5	2	1	2	100
計		222	164	24	34	2,100

6月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	日	3	2	1	0	100
2	月	21	19	0	2	30
3	火	30	28	0	2	30
4	水	13	13	0	0	30
5	木	2	0	2	0	30
6	金	4	4	0	0	30
7	土	18	18	0	0	50
8	日	28	25	1	2	50
9	月	0	0	0	0	30
10	火	0	0	0	0	30
11	水	2	2	0	0	30
12	木	1	0	1	0	30
13	金	2	2	0	0	30
14	土	15	15	0	0	50
15	日	8	7	1	0	50
16	月	0	0	0	0	30
17	火	9	9	0	0	30
18	水	0	0	0	0	30
19	木	1	0	1	0	30
20	金	0	0	0	0	30
21	土	0	0	0	0	50
22	日	8	6	2	0	50
23	月	2	0	0	2	30
24	火	0	0	0	0	30
25	水	0	0	0	0	30
26	木	4	3	1	0	30
27	金	0	0	0	0	30
28	土	2	0	2	0	50
29	日	1	0	1	0	50
30	月	0	0	0	0	30
計		174	153	13	8	1,130

7月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	火	0	0	0	0	30
2	水	4	3	1	0	30
3	木	4	2	2	0	30
4	金	0	0	0	0	30
5	土	2	2	0	0	50
6	日	10	9	1	0	50
7	月	2	2	0	0	30
8	火	2	2	0	0	30
9	水	0	0	0	0	30
10	木	1	0	1	0	30
11	金	0	0	0	0	30
12	土	3	2	1	0	50
13	日	1	0	0	1	50
14	月	0	0	0	0	30
15	火	0	0	0	0	30
16	水	2	2	0	0	30
17	木	1	0	1	0	30
18	金	4	4	0	0	30
19	土	5	5	0	0	50
20	日	20	16	3	1	50
21	月祝	1	0	1	0	50
22	火	0	0	0	0	30
23	水	1	1	0	0	30
24	木	8	7	1	0	30
25	金	0	0	0	0	30
26	土	3	2	1	0	50
27	日	1	0	1	0	50
28	月	0	0	0	0	30
29	火	4	4	0	0	30
30	水	9	7	0	2	30
31	木	0	0	0	0	30
計		88	70	14	4	1,110

8月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	金	0	0	0	0	30
2	土	4	2	2	0	50
3	日	5	2	3	0	50
4	月	14	13	0	1	30
5	火	0	0	0	0	30
6	水	9	8	1	0	30
7	木	1	0	1	0	30
8	金	0	0	0	0	30
9	土	0	0	0	0	100
10	日	5	4	1	0	100
11	月	7	7	0	0	50
12	火	8	6		2	50
13	水	7	6	1	0	50
14	木	5	4	1	0	50
15	金	3	3	0	0	50
16	土	4	4	0	0	100
17	日	3	2	1	0	100
18	月	3	3	0	0	30
19	火	6	6	0	0	30
20	水	4	4	0	0	30
21	木	0	0	0	0	30
22	金	0	0	0	0	30
23	土	3	3	0	0	50
24	日	14	13	0	1	50
25	月	2	2	0	0	30
26	火	0	0	0	0	30
27	水	1	0	0	1	30
28	木	4	4	0	0	30
29	金	3	3	0	0	30
30	土	12	11	0	1	50
31	日	0	0	0	0	50
計		127	110	11	6	1,430

9月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	月	0	0	0	0	30
2	火	0	0	0	0	30
3	水	2	1	1	0	30
4	木	2	2	0	0	30
5	金	0	0	0	0	30
6	土	1	0	1	0	50
7	日	0	0	0	0	50
8	月	3	3	0	0	30
9	火	0	0	0	0	30
10	水	3	0	0	3	30
11	木	19	16	0	3	30
12	金	0	0	0	0	30
13	土	9	8	1	0	50
14	日	4	3	1	0	50
15	月祝	6	5	1	0	50
16	火	0	0	0	0	30
17	水	0	0	0	0	30
18	木	0	0	0	0	30
19	金	0	0	0	0	30
20	土	6	0	1	5	50
21	日	5	0	1	4	50
22	月	1	0	1	0	30
23	火祝	19	18	1	0	50
24	水	0	0	0	0	30
25	木	0	0	0	0	30
26	金	0	0	0	0	30
27	土	4	3	1	0	100
28	日	1	0	1	0	100
29	月	0	0	0	0	50
30	火	0	0	0	0	50
計		85	59	11	15	1,240

10月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水	0	0	0	0	50
2	木	0	0	0	0	50
3	金	3	2	1	0	50
4	土	1	0	1	0	100
5	日	5	4	1	0	100
6	月	2	2	0	0	50
7	火	4	4	0	0	50
8	水	1	1	0	0	50
9	木	3	3	0	0	50
10	金	0	0	0	0	50
11	土	5	4	1	0	100
12	日	23	22	1	0	100
13	月祝	24	24	0	0	100
14	火	0	0	0	0	50
15	水	21	12	6	3	50
16	木	6	5	0	1	50
17	金	19	12	1	6	50
18	土	21	14	2	5	100
19	日	3	2	1	0	100
20	月	0	0	0	0	50
21	火	14	8	2	4	50
22	水	12	10	2	0	50
23	木	9	3	2	4	50
24	金	5	3	1	1	50
25	土	21	17	1	3	100
26	日	46	37	4	5	100
27	月	12	10	0	2	50
28	火	15	14	0	1	50
29	水	25	23	1	1	50
30	木	3	2	1	0	50
31	金	1	0	1	0	50
計		304	238	30	36	2,000

※認定数…当日の認定者数
 受講者数…レクチャーを受けた人数
 免除者数…レクチャー受講を免除された人数
 キャンセル数…受講をキャンセルした人数

巡視及び違反者等への指導状況

西大台利用調整地区における巡視の実施状況を把握することにより、今後の利用調整地区の適切な管理及び立入認定者に対する指導、情報提供等を行うための基礎とすることを目的として、平成20年4月23日から10月31日までの巡視の実施状況についてまとめた。

1. 結果概要

平成20年度には、巡視の中で、違反者への注意を16件29人に対して行うとともに、無認定で入山しようとする人に入口で注意する等により違反の未然防止を51件91人に対して行っており、利用調整地区の運用において、一定の役割を果たしたといえる。

2. 巡視の実施状況

平成20年度は、利用調整が開始された4月23日以降、毎日巡視を実施した。期間中の立入認定者数、推定立入人数※、及び巡視中の認定者の確認状況は下表の通りである。巡視中に認定者を確認した割合は73.8%であり、平成19年度の80.4%より若干少なくなっている。

表1 巡視の実施状況

平成20年度（4～10月）

	認定者数		認定者の確認状況	
	認定者数	推定立入人数※	確認人数	確認割合(%)
4月	55	51	31	60.8
5月	222	188	117	62.2
6月	174	166	121	72.9
7月	88	84	64	76.2
8月	127	121	88	72.7
9月	85	70	61	87.1
10月	304	268	218	81.3
合計	1,055	948	700	73.8

平成19年度（9～11月）

	認定者数		認定者の確認状況	
	認定者数	推定立入人数※	確認人数	確認割合(%)
9月	67	52	44	84.6
10月	250	218	174	79.8
11月	135	118	94	79.7
合計	452	388	312	80.4

※推定立入人数は、認定者数からキャンセル数を引いたもの。

3. 違反者等への指導の状況

利用調整地区における禁止事項等に対する違反者への注意の件数は、合計16件、延べ29人であり、違反の内容は、全て無認定の入山であった。

違反者等に対しては、制度説明、注意の上、利用調整地区からの退去を求めた。指導の結果、違反者等は、いずれの場合も指導に従って退去している。また、利用調整地区に入ろうとしている人に入口で注意する等して、違反の未然防止を行った件数は、計51件91人であった。

また、ドライブウェイにおいて、運転者不在の路上駐車車両を確認した件数が計100件あった。

平成19年度と比較すると、期間が前年比2.2倍（平成20年度：192日間、平成19年度：89日間）であるのに対し、違反者への注意件数が0.8倍、違反の未然防止件数1.5倍、駐車車両の確認件数2.2倍となっており、注意の件数等は前年よりも減少傾向にあるといえる。

表2 違反者等への指導の状況

平成20年度（4～10月）

	違反者への注意		違反の未然防止		駐車車両の 確認件数※
	件数	人数	件数	人数	
4月	0	0	1	1	8
5月	6	7	9	15	27
6月	7	12	8	16	14
7月	0	0	9	16	14
8月	1	7	6	14	7
9月	0	0	1	2	24
10月	2	3	17	27	6
合計	16	29	51	91	100

平成19年度（9～11月）

	違反者への注意		違反の未然防止		駐車車両の 確認件数※
	件数	人数	件数	人数	
9月	4	5	4	-	9
10月	12	23	17	-	27
11月	5	12	13	-	10
合計	21	40	34	-	46

※ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において、駐車車両の確認を行った。

表3 違反者等に対する指導一覧

日付	曜日	注意の内容等	住所氏名の確認
5/1	木	七ツ池付近にて違反者2名を確認。利用調整について知らなかったとのことだったので、周知し、退去してもらおう。	
5/3	土・祝	七ツ池付近で違反者1名を確認。小処から林道経由で西大台に入山。林道には注意標識が見当たらなかったため入山したとのこと。ビジターセンターへ行くよう指導したが、来なかった模様。	○
		入口ゲート付近にて違反者1名を確認。木和田から逆峠を経て入山。ビジターセンターにて別のルートで帰るよう指導した。	○
5/4	日	ナゴヤ谷を沢沿いに入山する違反者1名を確認。ビジターセンターにて指導を行った。	○
5/14	水	ドライブウェイ6km付近にて違反者1名を確認。防鹿柵の納入業者で、柵の老朽程度等を確認したく入山したとのこと。今後、手続き無しで入山することのないよう指導した。	○
5/18	日	開拓にて違反者1名を確認。パンフレットを渡し、退去してもらい、ビジターセンターに行くよう指導。	○
6/1	日	展望台にて2名の違反者を確認。利用調整地区について説明し、退去してもらおう。	
6/9	月	ドライブウェイ700m付近にてロープ柵を越えて写真撮影をしている違反者2名を確認。注意し、退去してもらおう。	○
6/10	火	展望台にて違反者1名を確認。パンフレットを渡し、利用調整について説明した上で、退去してもらおう。	○
6/13	金	違反者3名を確認。注意し退去してもらい、ビジターセンターに立ち寄りよう指導する。	○
6/14	土	展望台付近にて違反者1名を確認。小処方面より入山したが標識等には気付かなかったとのこと。利用調整について説明し、元来た道を退去してもらおう。	○
		ゲート付近にて違反者2名を確認。注意し、退去してもらい、ビジターセンターに行くよう指導。	○
		経ヶ峰～開拓間にて違反者1名を確認。注意し、退去してもらい、ビジターセンターに行くよう指導。	○
8/21	木	経ヶ峰にて入山直後の違反者7名を確認。利用調整について知らなかったとのこと。注意し退去してもらおう。	○
10/11	土	ドライブウェイ2.8km付近にて違反者1名を確認。注意し、退去してもらおう。	
10/12	日	ナゴヤ谷付近にて違反者2名を確認。注意し、利用調整について説明の上、ビジターセンターへ行くよう指導。	○

西大台利用調整地区の利用者意識等に関する調査

平成 20 年度における利用調整の開始（4 月 23 日）から 10 月 31 日までのアンケート結果について以下に整理し、平成 19 年度（9 月 1 日～11 月 28 日）における結果と比較した。

1. 事前レクチャーに関するアンケート

利用者の属性や、来訪経験等の基礎データを収集するとともに、事前レクチャーに対する受講者の満足度や、改善すべき点等を把握し、事前レクチャーをより質の高いものとしていくことを目的とした。

（1）結果概要

レクチャーの長さ、内容、配付冊子等に関しては、概ね満足度が高かった。特にレクチャー内容と配布冊子については、平成19年度よりも、「満足」とした受講者の比率が若干高くなっていた。その他の受講者の傾向等については、概ね19年度と同様であった。

（2）回収数及び回収率

受講者に対して、アンケート票を配布し、824票の回答を得た。回収率は98.0%である。なお、回収方法は、レクチャー終了直後に職員が回収した。なお、平成19年度調査の回収数は348票である。

レクチャー受講者	841人
回収数	824人
回収率	98.0%

（3）調査結果

1) レクチャー受講者の属性

（ア）受講者の性別

受講者の性別としては、男性が 52.9%と若干多くなっている。この傾向は、平成 19 年度とほぼ同様に、大きな変化はみられない。

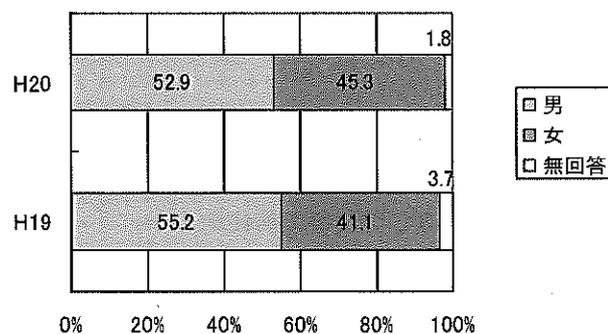


図 1 受講者の性別

(イ) 受講者の年齢

受講者の年齢は、60代が最も多く、次に50代が多くなっており、全体の約6割が50代、60代となっている。平成19年度と比較すると、年齢構成は概ね同様であるが、30代及び50代がやや減少し、60代が増加するなどの変化がみられる。

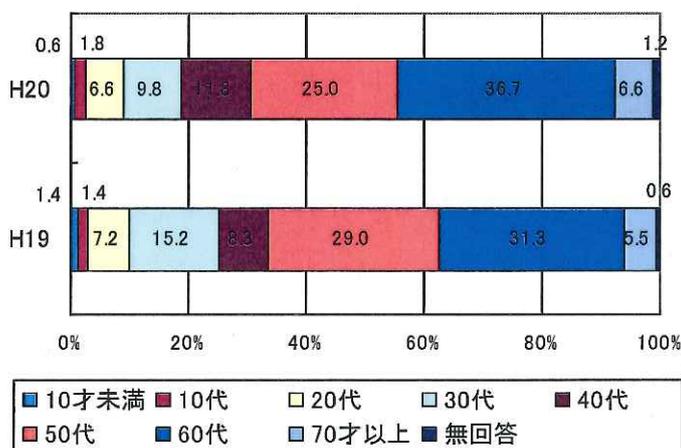


図2 受講者の年齢

(ウ) 受講者の居住地

居住地については、26都道府県、海外1となっており、平成19年度（23都道府県、海外1）より、さらに広い範囲にわたっている。大阪府及び奈良県が最も多くなっており、両府県で全体の5割弱を占めた。また、上位の都道府県については、平成19年度と比べて大きな変化はみられなかった。

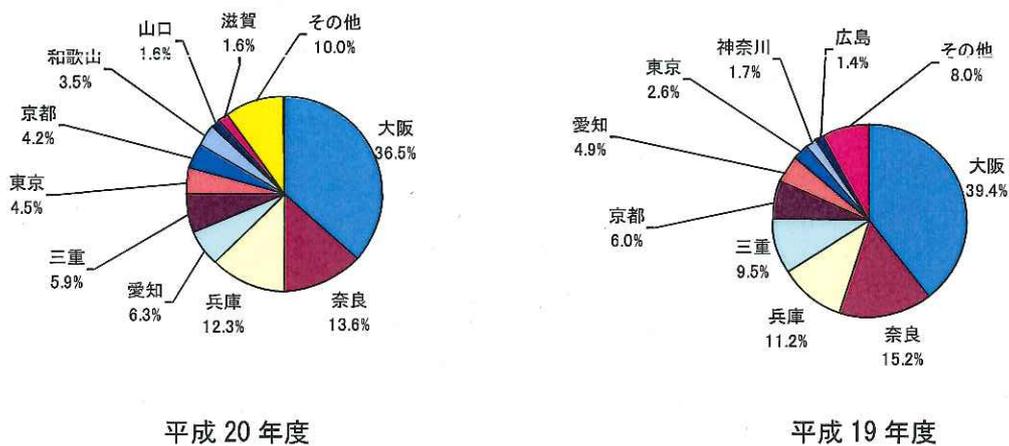


図3 受講者の居住地

2) 来訪目的

来訪目的については、「登山・散策」が最も多く、全体の68.0%を占めており、次いで、「自然とのふれあい」が多くなっている。平成19年度と比較すると、「登山・散策」がやや減少し、「自然とのふれあい」や「生物の観察」が若干増加している。

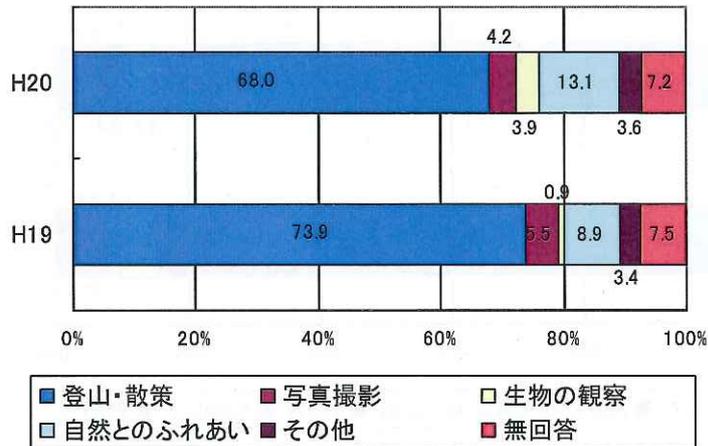


図4 来訪目的

3) 交通手段

大台ヶ原への交通手段については、自家用車が最も多く、71.8%を占めており、大台ヶ原の来訪者全般の傾向と一致している。平成19年度と比較すると、「自家用車」がやや減少し、「観光（貸切）バス」が増加している。

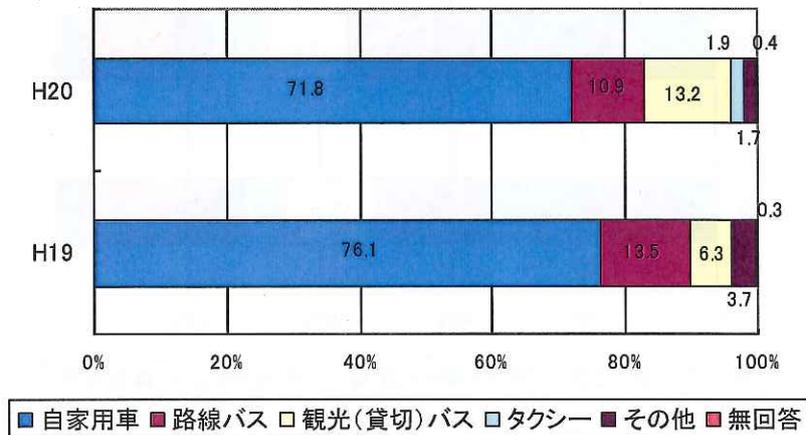


図5 交通手段

4) 来訪回数

(ア) 西大台地区への来訪回数

西大台地区への来訪回数については、平成 19 年度と同様に、「初めて」が最も多く、全体の 75.0%を占めている。

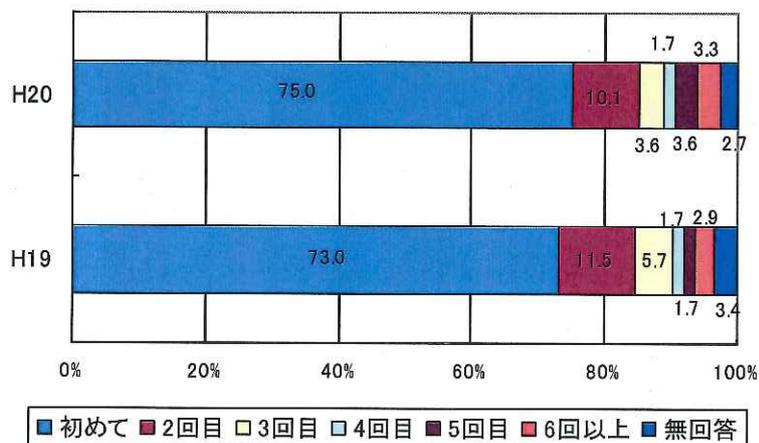


図 6 西大台地区への来訪回数

(イ) 大台ヶ原への来訪回数

大台ヶ原への来訪回数についても、平成 19 年度と同様に、「初めて」が最も多く、全体の 36.5%を占めている。

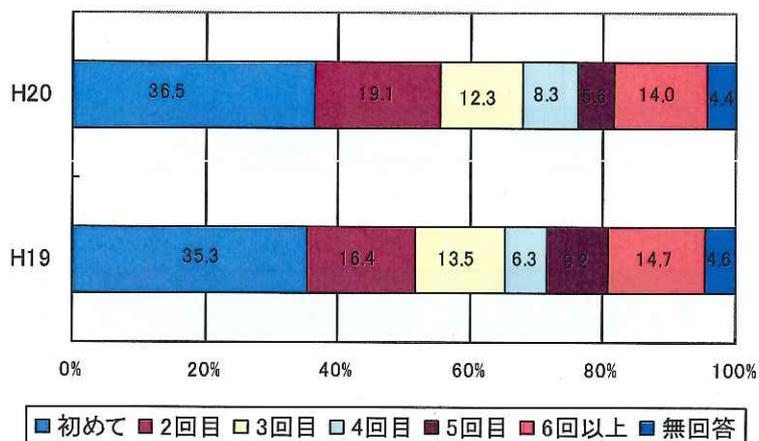


図 7 大台ヶ原への来訪回数

5) 事前レクチャーについて

(ア) 事前レクチャーの時間の長さについて

レクチャーの長さについては、平成19年度と同様、ほとんどの受講者が「ちょうどよい」としており、現状で特に問題はないと考えられる。

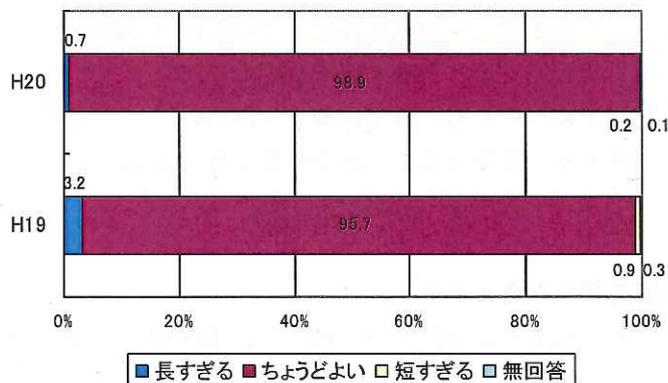


図8 事前レクチャーの時間の長さについて

(イ) 事前レクチャーの内容について

レクチャーの内容については、66.1%が「満足」、33.3%が「普通」としており、概ね満足度は高いといえる。また、平成19年度と比較すると、「満足」の比率が若干上がっている。

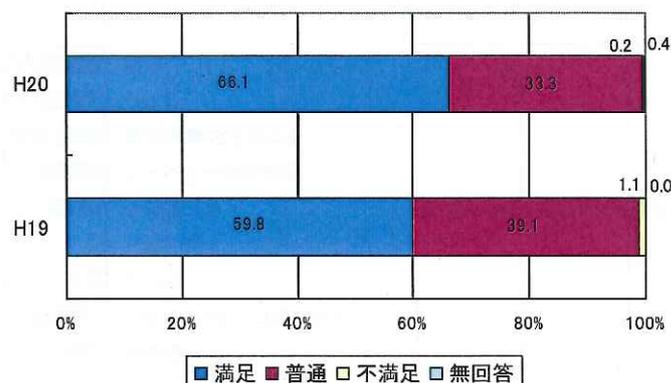


図9 事前レクチャーの内容について

(ウ) 冊子の内容について

配付冊子の内容については、平成19年度と同様、65.8%が「満足」、32.3%が「普通」としており、概ね満足度は高いといえる。

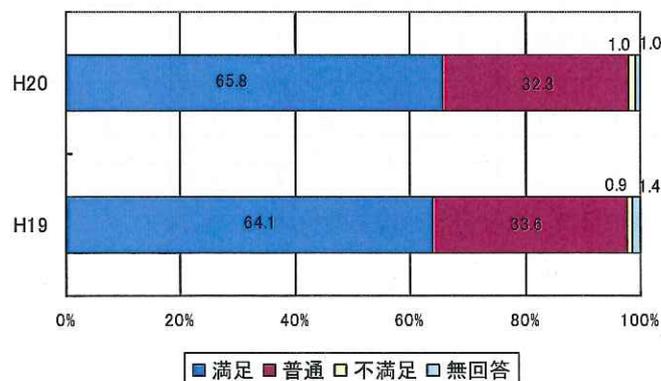


図10 冊子の内容について

(エ) 不満な点、改善点等に関する意見

レクチャーに関する不満な点等に関する意見は、以下の計7件であった。

- ・もっと自然についての解説があってもよいと思う。
- ・安全のため、冊子にもっと詳しい地図を掲載してほしい（2件）。
- ・天候の急変に対応できるように、地図を掲載してほしい。
- ・大台の地形の特性などについても、冊子に載せてほしい。
- ・大阪などで事前レクチャーを受けることができるようにしてほしい。
- ・利用者が来たら、すぐにレクチャーを始めてほしい。

6) 西大台利用調整地区を知ったきっかけ

利用調整地区について知ったきっかけについては、「人に聞いた」が最も多く、次いで、「大台ヶ原ビジターセンター」、「新聞」、「環境省ホームページ」等が多くなっている。この傾向は、概ね平成19年度と同様である。その他では、大台荘（16件）、環境省ホームページ以外のインターネット（12件）などが多かった。

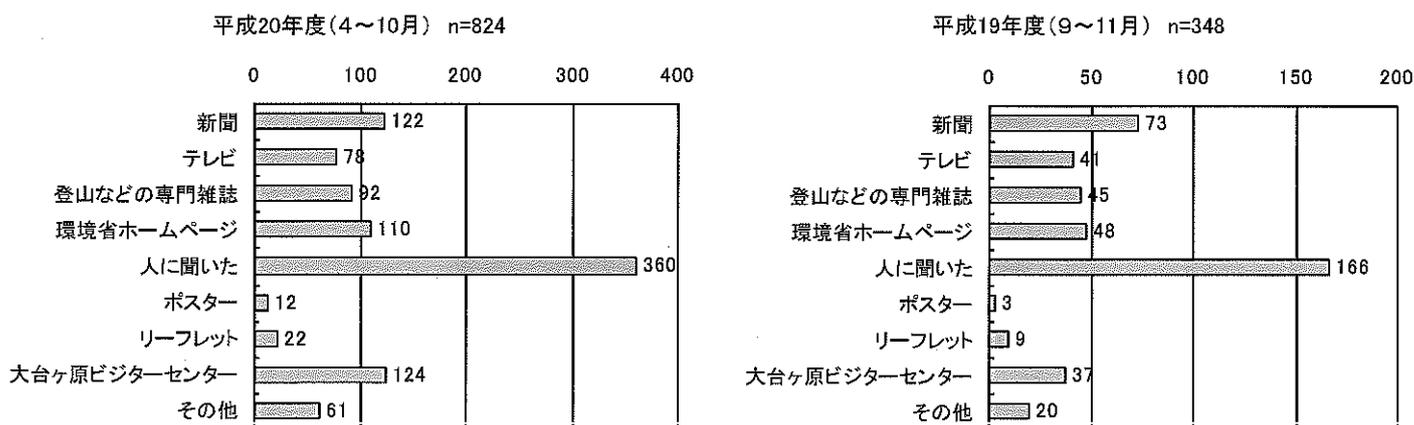


図11 西大台利用調整地区を知ったきっかけ

表1 西大台利用調整地区を知ったきっかけ（回答率）

	新聞	テレビ	登山などの 専門雑誌	環境省 ホーム ページ	人に聞い た	ポスター	リーフ レット	大台ヶ原 ビジター センター	その他	合計
H20										
	122	78	92	110	360	12	22	124	61	981
	14.8	9.5	11.2	13.3	43.7	1.5	2.7	15.0	7.4	119.1
H19										
	73	41	45	48	166	3	9	37	20	442
	21.0	11.8	12.9	13.8	47.7	0.9	2.6	10.6	5.7	127.0

※回答率は、各年度の回収票数に対する各項目の回答数の比率。

2. 利用後のアンケートの結果

西大台利用調整地区の利用者の自然に対する意識や利用マナー、行動内容、満足度等を把握することにより、利用適正化計画の効果を検証し、今後のより質の高い利用につなげていくことを目的としてアンケート調査を実施した。以下に、4月23日から10月31日までの利用者に対するアンケート結果についてまとめた。

(1) 結果概要

利用後のアンケートの結果、利用者の満足度や再訪の意向は高く、平成19年度と同様に、利用調整地区への評価は概ね高いといえる。一方、歩道外の歩行やゴミの投棄などの問題行動が目撃されており、今後も、利用マナーの徹底などの対策が求められる。また、利用者の自由意見では、案内標識の充実や申請手続きの改善を求める意見がみられ、こうした点についても、引き続き検討していく必要がある。

(2) 回収数及び回収率

事前レクチャーの受講者に対して、アンケート票を配布し、379票の回答を得た。回収率は、45.1%である。なお、回収方法は、登山後のため現地に設置したポストへの投函あるいは郵便による。なお、平成19年度調査の回収数は175票である。

レクチャー受講者	841人
回収数	379人
回収率	45.1%

※回収数は、4/23～10/31の利用者へのアンケート票の内、11/19までに回収できた票数である。

(3) 調査結果

1) 入下山時刻

利用者の入山時刻は、9時台が最も多く、次いで、10時台、8時台が多くなっている。下山時刻は、15時台が最も多く、次いで、14時台、13時台が多い。

平成19年度と比較すると、入山時刻は概ね同様であったが、下山時刻では、13時台が増加し、16時台が減少しており、下山時刻がやや早くなる傾向がみられる。

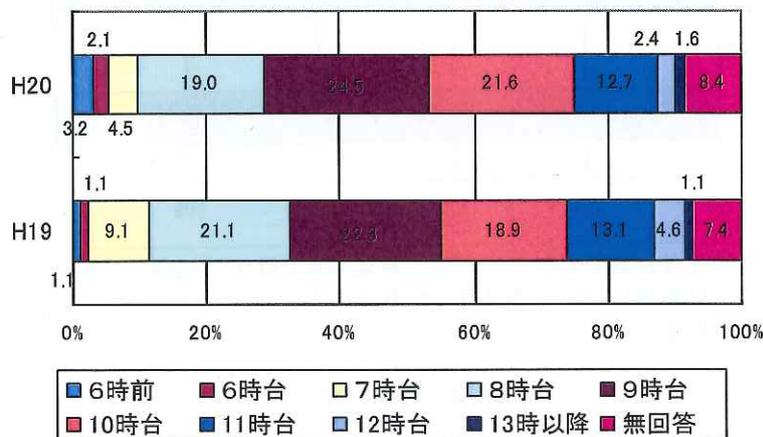


図12 入山時刻

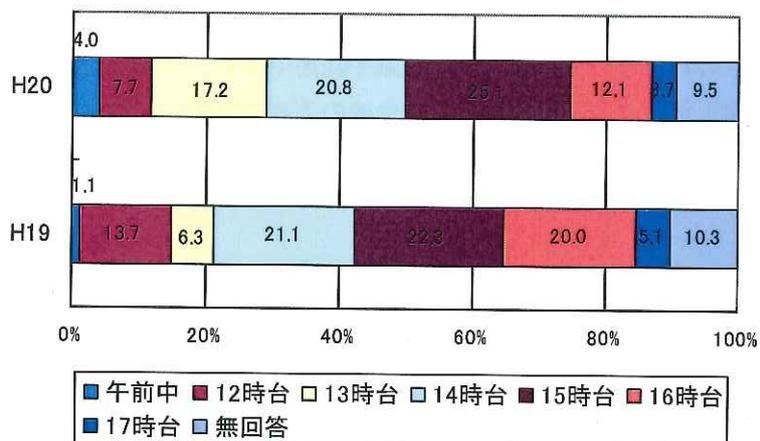


図 13 下山時刻

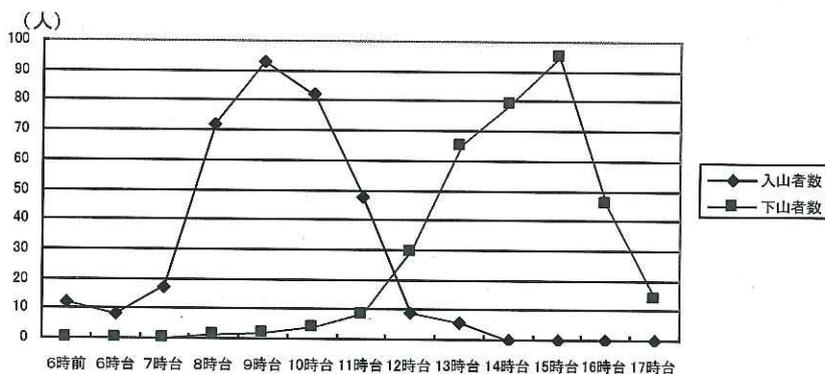


図 14 入下山者数の時間推移

2) 行動内容

行動内容としては、「西大台歩道を1周」が最も多く、全体の86.0%を占めている。平成19年度と比較すると、「西大台歩道を1周」の比率が上がっている。

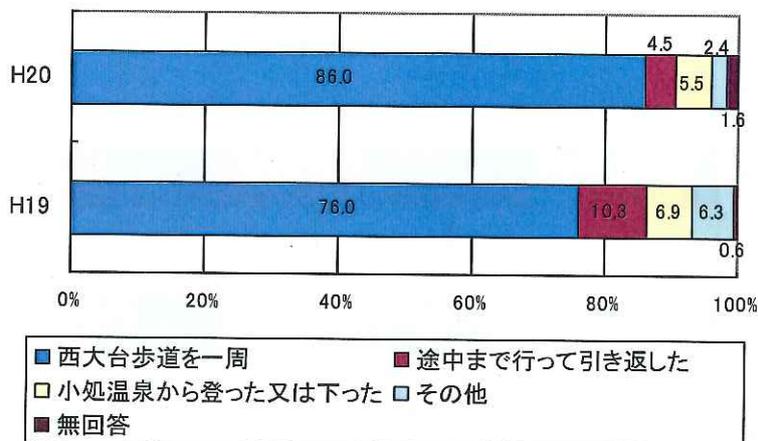


図 15 行動内容

3) 目撃した問題行動

目撃した問題行動は、全体で 53 件であり、歩道外での歩行が 13 件、ペットの持ち込み 2 件、ゴミの投棄（投棄跡も含む）18 件、その他 20 件となっており、平成 19 年度と比較すると、「その他」が特に増加している。

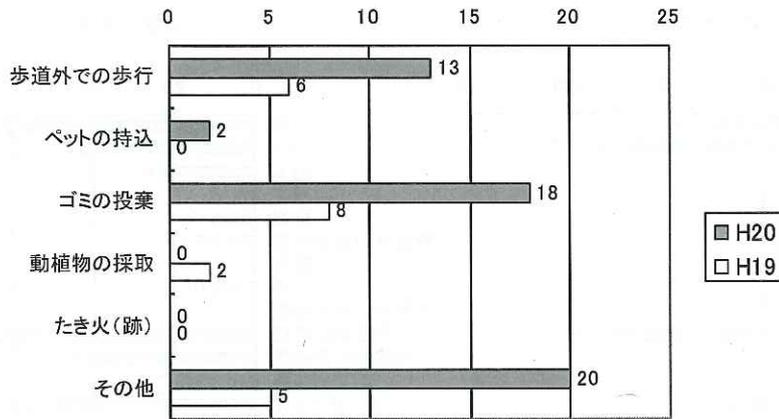


図 16 目撃した問題行動

● 「その他」の内容

- ・ 認定証を持っていないと思われる人 (10 件) ※
- ・ 植物の踏み跡 (3 件)
- ・ 歩道外での撮影 (2 件)
- ・ 歩道外での食事 (1 件)

※件数は 6 日間での延べ目撃件数。

4) 満足度

「期待通りだった」が最も多く 44.9%、次いで、「期待していた以上によかった」が 26.4% であり、大半の利用者が満足を示しているといえる。この傾向は、平成 19 年度と概ね同様である。

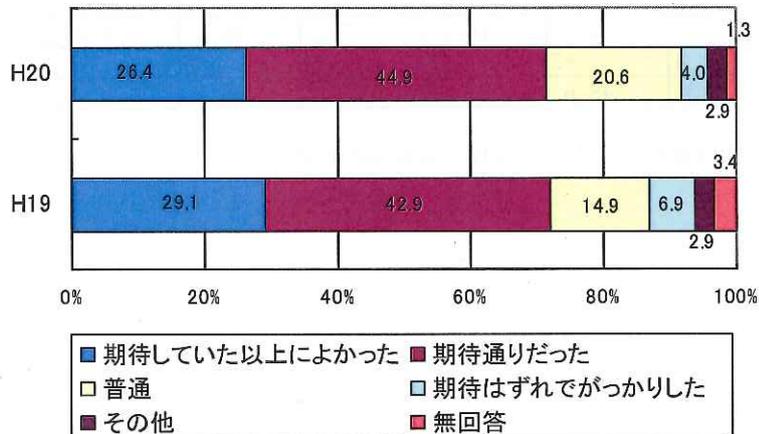


図 17 満足度

5) 一番印象に残ったこと（魅力資源）

「一番印象に残ったこと」として、以下の15項目から、3項目の選択を求めた結果、「コケ」が最も多く、次いで、「原生的な自然」、「沢、せせらぎ」、「ブナ林」の順となった。この傾向は、平成19年度と概ね同様である。

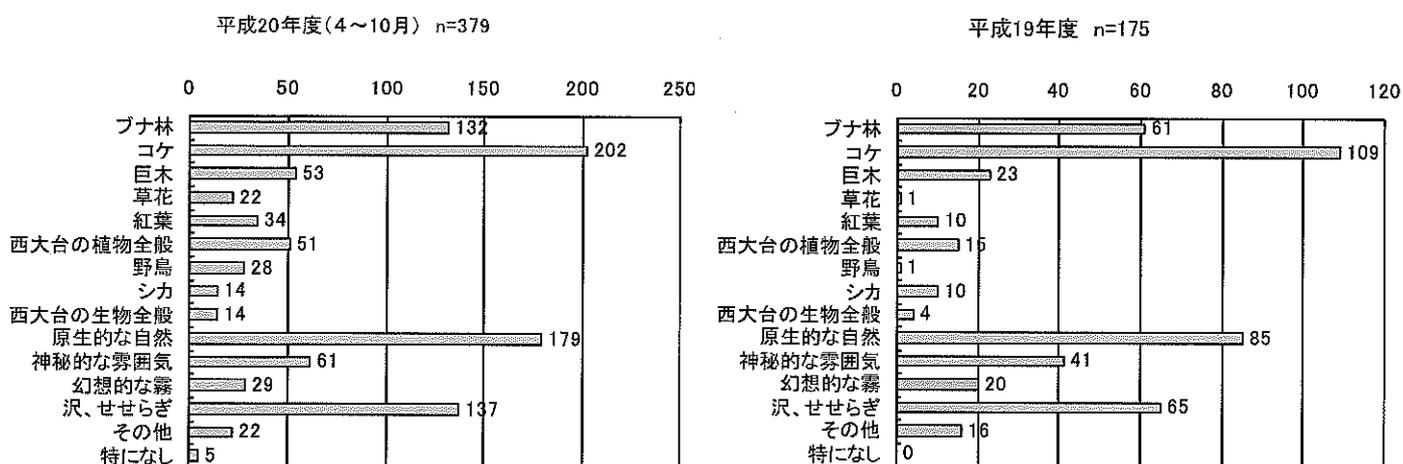


図18 一番印象に残ったこと

表2 一番印象に残ったこと（回答比率）

		ブナ林	コケ	巨木	草花	紅葉	西大台の植物全般	野鳥	シカ
H20	回答数	132	202	53	22	34	51	28	14
	回答率 (%)	34.8	53.3	14.0	5.8	9.0	13.5	7.4	3.7
H19	回答数	61	109	23	1	10	15	1	10
	回答率 (%)	34.9	62.3	13.1	0.6	5.7	8.6	0.6	5.7

		西大台の生物全般	原生的な自然	神秘的な雰囲気	幻想的な霧	沢、せせらぎ	その他	特になし	合計
H20	回答数	14	179	61	29	137	22	5	536
	回答率 (%)	3.7	47.2	16.1	7.7	36.1	5.8	1.3	141.4
H19	回答数	4	85	41	20	65	16	0	230
	回答率 (%)	2.3	48.6	23.4	11.4	37.1	9.1	0.0	131.4

※回答率は、各年度の回収票数に対する各項目の回答数の比率。

6) 再訪の意向

再訪の意向については、「はい」が73.9%であり、平成19年度と同様、概ね再訪意向は高いといえる。

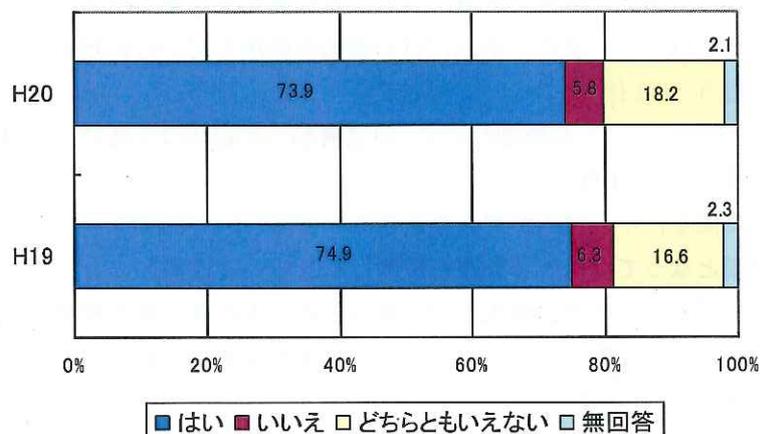


図19 再訪の意向

7) 西大台利用調整地区に関する自由意見

自由意見を整理した結果、以下のように計293件の意見が得られた。その内、施設に関する意見が138件と最も多く、特に案内標識等の充実を求める意見が多かった。次に、運営に関する意見が87件あり、申請手続きの簡略化や申請期限の短縮、認定日の変更などを求める意見がみられた。また、制度に関する意見が32件、その他の意見が36件であった。

平成19年度においても、これらと同様の意見が寄せられており、案内標識の拡充や手続きの改善などについて検討していく必要がある。

■制度に関する意見 (32件)

①利用調整地区に賛同する意見 (20件)

- ・自然を守るためにこのような制度は必要だと思う。(19件)
- ・他の地域でもこのような地区を設置するとよいと思う。(1件)

②事務手数料を安くしてほしい (6件)

- ・利用調整はよいことだと思うが、手数料1,000円は高いので安くしてほしい。(6件)

③事務手数料は当日払いにしてほしい (2件)

- ・天候や体調不良によって中止する場合がありますので、手数料は当日払いにしてほしい。(2件)

④その他の制度に関する意見 (4件)

- ・今日は静かでもとても良かったので、1日当たりの上限人数は、これ以上増やさないでほしい。(1件)
- ・1日当たり、1団体あたりの人数はもう少し減らしてもよいと思う。(1件)
- ・「西大台利用調整地区」の表現が硬くて、分かりにくいので、もう少し分かりやすく改めたいどうか。(1件)
- ・一部の研究者だけでなく、一般の人が入れる場所にしてほしい。(1件)

■運営に関する意見（87件）

①申請手続きを簡略化してほしい（16件）

- ・申請手続きをもっと簡単にしてほしい。（11件）
- ・グループ全員の捺印は非常に煩雑であり、当日、身分証明書を提示するのだから必要ないと思うので、廃止してほしい。また、あれだけの書類を提出しているのだから、登山届けの提出も必要ないと思う。（1件）
- ・グループで申し込む際、たいへん煩雑なので、申請書類への捺印は不要にしてほしい。（2件）
- ・手続き期間が短過ぎる。（1件）
- ・インターネットで簡単に申し込みができるようにしてほしい。（1件）

②立入日の2週間前となっている申請期限を短縮してほしい（11件）

- ・申請手続きに手間がかかるので、西大台や小処へのルートの登山者が激減している。登山者相手の施設も困っていると聞くので、山上で、当日または前日に申し込みができるように手続きを改善してほしい。（4件）
- ・インターネット等を活用して、現在の2週間前の期限を、せめて1週間、できれば2、3日前に短縮してほしい。（3件）
- ・当日の天候が分からないので、申請の期限はできるだけ短くしてほしい。（3件）
- ・人数の上限に満たない場合は、当日でも申し込みができるようにしてほしい。（1件）

③認定日を変更出来るようにしてほしい（14件）

- ・雨で入山できない場合があるので、翌日くらいは入れるようにしてほしい。（7件）
- ・上限人数に空きがある場合などは、利用日を変更できるようにしてほしい。（6件）
- ・1日あたりの上限人数ではなく、1週間あたりの上限を定めるようにして、利用者がある程度、立入日を変更できるようにしてほしい。（1件）

④レクチャー内容を改善してほしい（9件）

- ・説明をもっと詳しくしてほしい。（1件）
- ・大台ヶ原を含む紀伊半島の来歴などが、レクチャー内容に追加されると、より興味深いものになると思う。（1件）
- ・中ノ谷木橋付近に、外来種の花の芽が咲いていた。レクチャー時に、こうした現状についても、写真で説明して、利用者の協力を呼びかけてはどうか。（1件）
- ・強調すべき箇所と、簡単に触れる箇所とのメリハリをつけると、もっとよくなると思う。（1件）
- ・緊急の場合の山中でのトイレについても、しっかり説明する必要がある。（1件）
- ・休憩の仕方について、簡単な説明しか無かったが、「苔のある石の上は避ける、草や稚樹を踏みつけないように」等について、きちんと説明すべきだと思う。（1件）
- ・レクチャーやガイドブックでは、森林の衰退の原因が、登山者の増加であると思わせるような内容になっている。しかし最大の原因は鹿の増加なので、そのことは明確に伝えるようにしてほしい。（1件）
- ・西大台の自然やその大切さについて、もう少し詳しく話してほしい。（1件）
- ・この辺りで、今、こんな植物を楽しめるといった情報があるとよいと思う。（1件）

⑤レクチャーの免除、有効期限の延長等を求める意見（5件）

- ・レクチャーの受講は、2度目以降は免除してほしい。（2件）

- ・レクチャーの有効期間をもっと長くしてほしい。(1件)
- ・登り始める時間が遅くなるので、レクチャーを後で受けられるようにしてほしい。(1件)
- ・山岳ガイドが同行する場合は、レクチャーを免除できるようにしてほしい。(1件)

⑥配布冊子を改善してほしい(6件)

- ・地図に「七ツ池」の標記があると、ひとつの目安になると思う。(1件)
- ・詳しい地図を付けてほしい。(3件)
- ・体調不良の人が出た場合のために、行きと帰りの疲労度の差などについても、ガイドブックに説明しておくとうい。(1件)
- ・できれば、歩きながら使えるように、ポケットサイズや折り畳み式にしてほしい。また、昆虫類や菌類などの記述は、専門的過ぎるように思う。樹木については、後の方の葉っぱや樹皮の説明と一緒にして、もっと分かりやすくしてほしい。(1件)

⑦その他の運営に関する意見(26件)

- ・早朝に入山できるようにしてほしい。(3件)
- ・レクチャーの開始まで長時間待たされた。もう少し臨機応変な対応をしてほしい。(1件)
- ・レクチャーの回数を増やしてほしい。(1件)
- ・許可証用の紐を自分で用意していたが、センターで用意してくれていた。そのことについて、事前に伝えておいた方がよい。(1件)
- ・入山料金1,000円の用途を説明した方がよい。(1件)
- ・雨の多い日は入山を許可しない方がよいと思う。(1件)
- ・書類の郵送の際に、西大台に関する詳しい資料と一緒に送ってもらおうと、事前に学習できてよいと思う。(2件)
- ・作業用のモノレールが設置されていたが、あれこそ自然を壊すものではないか。手数料があるようなことに使われていると思うと腹立たしい。(1件)
- ・コケがごっそり無くなっている木があったので、出入口で持ち物の検査等ができないか検討してほしい。(1件)
- ・身分証明書の提示は不要だと思う。(3件)
- ・ガイドをしてほしい。(1件)
- ・レクチャールームにも良い展示があったが、レクチャー時間には入れないのが残念だった。(1件)
- ・遠方から来るものにとっては、レクチャーの時間割が負担だった。(1件)
- ・入山届けに血液型の記入が必要か疑問だ。(1件)
- ・手数料の振込み先をゆうちょ銀行以外も設定してほしい(手数料が高くなるため)。(1件)
- ・「監視員」の腕章を付けた人に出会ったが、もう少し良い呼び名はないか？(1件)
- ・入山届けの記入に時間がかかるので、アンケートと同時に記入できるようにしてほしい。(1件)
- ・電話予約の際、立入が可能であるかどうか曖昧な返事だったので、手続きを焦らされた。明確な対応をするようにしてほしい。(1件)
- ・入山者が交代できるようにしてほしい。(1件)
- ・ゴミが落ちていたので、入山者のモラルを高めるように、注意してほしい。(1件)
- ・簡易トイレはレクチャー時に、入山者に配布するようにしてほしい。(1件)

■施設に関する意見（138件）

①迷いやすいため案内標識の拡充が必要（71件）

- ・迷いやすい所が多い。（3件）
- ・迷いやすいので、案内標識を増やしたり、分かりやすいものにしてほしい。（44件）
- ・標識に距離や時間、現在位置等の表示を付けて、分かりやすくしてほしい。（20件）
- ・分岐点の標識が分かりにくいので、改善してほしい。（4件）

②歩道のラインが分かりにくいので対策が必要（16件）

- ・歩道のラインが分かりにくく、歩道外に踏み込んでしまうことがあるので、ロープを増やすなどの対策が必要だ。（16件）

③登山道を整備してほしい（6件）

- ・登山道を歩きやすく整備してほしい。（4件）
- ・登山道の危険な箇所などを整備してほしい。（2件）

④河川の渡渉点を整備してほしい（5件）

- ・増水時などに危険なので、河川の渡渉点を整備してほしい。（5件）

⑤トイレを整備してほしい（9件）

- ・トイレまたは携帯トイレの使える個室などを整備してほしい。（9件）

⑥食事や休憩の出来る場所を整備してほしい。（4件）

- ・雨の時などのために、食事や休憩のできる場所がほしい。（4件）

⑦解説標識を整備してほしい（14件）

- ・樹木等の解説標識などを整備してほしい。（9件）
- ・開拓跡の説明板が壊れていて読みにくい。（3件）
- ・展望台にも説明板を設置してほしい。（1件）
- ・自然保護の努力や対策についても、具体的な説明板を設置したほうが、入山者の理解を得られて良いと思う。（1件）

⑧現在のルート以外も開放してほしい（5件）

- ・エスケープ・ルートとして、また、時間や体力に制約のある人のためにも、七ツ池からドライブウェイ、経ヶ峰への道などのルートも利用できるようにしてほしい。（3件）
- ・もう少し長いルートを歩けるようになるとういと思う。（2件）

⑨その他の施設に関する意見（8件）

- ・歩道の中までバイケイソウが生えている箇所があったが、踏まれないように、何か良い対策をしてほしい。（1件）
- ・案内標識を、木に釘で打ちつけている箇所があったが、マナー教育にマイナスだと思う。（1件）
- ・ポストにアンケートが入りにくい。（1件）
- ・入口の足拭き場だけでは、外来植物を防ぐことができないと思うので、駐車場にでも靴洗い場を作ってはどうか。（1件）
- ・登山道は出来るだけ現状のままにしてほしい。過度に整備するのではなく、自然石での補強が望ましいと思う。（3件）
- ・木の根を踏んで歩くようになっているので、何らかの対策が必要ではないか。（1件）

■その他の意見 (36 件)

①マイカー規制が必要である (11 件)

- ・パーク&シャトルバスライド等によるマイカー規制が必要である。(11 件)

②東大台地区についても利用調整等の対策が必要である (5 件)

- ・東大台地区についても、利用調整地区やマイカー規制等の取り組みが必要ではないか。(5 件)

③利用調整地区外の登山道も整備してほしい (3 件)

- ・小処へのルートなど、荒れている箇所があるので、利用調整地区だけでなく、他の登山道の整備も必要ではないか。(2 件)
- ・逆峠から先の登山道が荒れており、このままでは歩く人がいなくなってしまうのではと心配だ。(1 件)

④キャンプ場を整備してほしい (2 件)

- ・日帰りだけでは、なかなか良さが分からないと思うので、指定キャンプ場を整備してほしい。(2 件)

⑤鹿の増加に対する対策が重要である (2 件)

- ・鹿の数を制限する必要がある。(1 件)
- ・東大台に、鹿に餌をやらさないよう呼びかける看板を設置する必要がある。(1 件)

⑥結果をホームページで公開するなどして、このアンケートが無駄にならないようにしてほしい (1 件)

⑦その他の感想など (12 件)

- ・東大台の団体客などのマナーが悪いので、指導する必要がある。(2 件)
- ・公共交通の利用を推進しているが、料金が高く、本数が少ないので、利用しにくい。(1 件)
- ・人があまりにも少ないので、心細く感じる。(2 件)
- ・自然破壊の原因はどの程度明らかになっているのか？ (1 件)
- ・利用調整よりも、使わない林道の廃止を優先すべきだ。(1 件)
- ・山椒大夫のキーホルダーやストラップ、手ぬぐいをつくってはどうか。(2 件)
- ・バスの本数を増やしてほしい。(1 件)
- ・ビジターセンターのテープの「ヤマガラ」は違う鳥の声ではないか。調べてほしい。(1 件)
- ・21 人のグループで来たことに対して、強く注意を受けた。時間をおいて、分かれて入山していたのに、このような注意を受けてたいへん不愉快だった。(1 件)

西大台利用調整地区の周知・普及啓発

西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスター及びリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、主要な駅や施設、関係機関等に配布した。

1. 普及啓発ポスター及びリーフレットの配布先

西大台利用調整地区の周知・普及啓発のためのポスター、リーフレットについては、下表のように、近鉄主要駅に掲出するとともに、全国の山岳連盟や近畿圏の登山用品店、旅行代理店、大学の山岳部、登山関連書籍や地図を扱う出版社、自然保護団体、交通事業者等に幅広く配布した。

表1 広報宣伝の実施概要

配付先		ポスター	リーフレット	配付・掲出期間
近鉄主要駅	17 駅	25 枚	0 枚	平成 20 年 4 月 11 日 ～5 月 8 日 (28 日間) (※ 1)
	(上記の他、各駅に掲出 協力を依頼)	(49 枚)	(0 枚)	
上北山村内 宿泊施設	14 箇所	28 枚	410 枚	
道の駅 (奈良県 内)	12 箇所	11 枚	360 枚	
山岳連盟等	14 箇所	14 枚	2,250 枚	
登山用品店	33 箇所	30 枚	980 枚	
旅行代理店	27 箇所	27 枚	270 枚	
主要人工壁施設	13 箇所	13 枚	130 枚	
出版社 (登山関 連、地図等)	7 箇所	7 枚	80 枚	
自然保護団体等	7 箇所	14 枚	210 枚	
自然系博物館	10 箇所	10 枚	300 枚	
府県	6 箇所 (※2)	12 枚	60 枚	
その他	山上機関 (※3)	5 枚	3,000 枚	
	関連機関 (※4)	95 枚	730 枚	
	吉野きたやま森林組合	5 枚	300 枚	
	日本バス協会	10 枚	60 枚	
	三重県猟友会	2 枚	10 枚	
	評価委員・協議会構成員 (34 名)	34 枚	34 枚	
計		391 枚	9,184 枚	

※1：名古屋駅のみ、平成20年4月15日～5月12日(28日間)に掲出

※2：大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県の自然環境部局

※3：大台ヶ原ビジターセンター、大台ヶ原物産展、神習教大台ヶ原大教会の3箇所

※4：近畿運輸局奈良運輸支局、近畿中国森林管理局、三重森林管理署、奈良県(観光振興課、森林保全課、風景観課)、上北山村、川上村、三重県、大台町、奈良交通㈱、吉野熊野観光開発㈱、奈良県タクシー協会、近畿日本鉄道㈱の14箇所

表 2 配付・掲出先一覧（近鉄主要駅）

掲出・配付駅	路線名	ポスター（枚）
鶴橋	大阪線	3
あべの橋	南大阪線	3
難波	難波線	3
名古屋	名古屋線	1
上本町	大阪線	3
奈良	奈良線	1
日本橋	難波線	1
西大寺	奈良線	1
丹波橋	京都線	1
生駒	奈良線	1
布施	大阪線	1
藤井寺	南大阪線	1
八木	大阪線	1
八尾	大阪線	1
橿原神宮前	吉野線	1
下市口	吉野線	1
大和上市	吉野線	1
小計		25

2. 普及啓発ポスター及びリーフレットの内容

ふたつの大台、ふたつの楽しみ方

吉野熊野国立公園大台ヶ原

残したい 伝えたい かけがえのない自然

西大台利用調整地区

ここにしかない自然 だから ここだけのルール

○利用調整地区とは

美しい自然環境を守り、より豊かな自然を楽しむように立入り人数をコントロールする区域のことです。この区域では1日あたりの立入り人数や1グループあたりの人数等の制限、利用ルールを定めます。詳しくはホームページをご覧ください。

指定認定機関 **吉野きたやま森林組合（申請窓口）**
 ■TEL 07468-2-0066
 ■URL <http://www.yoshinokitayama.jp/>

西大台利用調整地区ガイド
 ■URL <http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishiodaiguide/>

大台ヶ原へは電車・バスをご利用下さい

東大台地区

利用手続きなしで入れます

環境省 近畿地方環境事務所

図1 普及啓発ポスター

平成20年 利用集中期カレンダー

4月							5月								
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	8	9
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30	31							
6月							7月								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8月							9月								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
10月							11月								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

1日あたりの立入り人数

- 土日祝日：50人、平日：30人
- 利用集中期（上記カレンダーの黄色部分）（春の遷徙、夏の山鳥の渡り、紅葉シーズンなど）は、土日祝日：100人、平日：50人
- *1団体あたり最大10人まで立入り可能です。

アクセスマップ

大台ヶ原へは

- 鉄道・バス/近畿大和上野駅から奈良交通バス 1時間50分
- 自動車/西名阪自動車道 郡山インターから 約11分
- 名阪自動車道インターから 約11分
- 和歌山駅前交差点から 約11分
- 三原尾尾町から 約11分

お問い合わせ先

申請窓口
指定認定機関 吉野きたやま森林組合
〒630-3701 奈良県吉野郡上北山村河合3-4 (上北山支所)
TEL: 07468-2-0066
URL: <http://www.yoshinokitayama.jp/>
平日(8月13日-8月16日、12月29日-1月5日を除く) 9:00-17:00

その他の問い合わせ
環境省吉野自然保護官事務所
〒630-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市1-3-3 中央公民館5階
TEL: 07463-4-2202
環境省近畿地方環境事務所
〒540-8881 大阪府中央区大南1-7-31 OMMビル8F
TEL: 06-4792-0700 URL: <http://kinki.env.go.jp/>

吉野熊野国立公園大台ヶ原

西大台 利用調整地区 ガイド

ここにしかない自然 だが ここだけのルール

※東大台地区へは利用手続きなしで入れます。

環境省 近畿地方環境事務所

図2 普及啓発リーフレット(表)

利用調整地区とは?

「利用調整地区」とは、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立入り人数等を調整する区域のこと、自然公園法に基づき国立公園特別地域内の一部地域に指定されます。立入りに当たっては事前に手続きを行い、定められたルールに従って利用することが必要です。

西大台利用調整地区

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が広がる地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はクランジモミブナ群落が多くなっており、静寂で原始的な雰囲気を感じられる地域となっています。しかし現在、大台ヶ原は様々な要因により森林などの衰退が進んでおり、西大台地区においてもその兆候がみられることに加え、今後の利用者の増加による様々な影響が懸念されています。

そこで、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を多くの方々に楽しんでもらうために、西大台地区を利用調整地区に指定しました。

西大台地区に入るには

- 詳しくは、ホームページをご覧ください。
<http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishidaigaiguide/>
- 立入りに当たっては、下記の流れで事前手続きをし、立入り前に「事前レクチャー」を受講する必要があります。

守らなければならないこと

立入りにあたり次の禁止事項に掲げることを行わないこと、自己責任のもとに立入ることが求められます。また立入り前に事前レクチャーを受講することが義務付けられています。

- ◆無断で立入ること
- ◆ペットなどの生きた動物を持ち込むこと
- ◆野生動物にエサを与えること
- ◆野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行うこと
- ◆ゴミを放置・廃棄すること
- ◆球技などの野外スポーツをすること
- ◆大きな音や強い光を発すること(花火、歓声など)
- ◆網、平等他動物の捕獲及び採取のための道具を持ち込むこと
- ◆その他吉野熊野国立公園特別保護地区で禁止されている行為(動植物の採取、土石の採取等)

安全のために

- 自己責任における安全管理を徹底してください。
- 必要な情報(気象・地形、登山技術の習得)に努めてください。

事前予約

指定認定機関に対して、事前に電話で利用希望日・立入り目的、立入り人数等を連絡し、予約をしてください(1日あたりの立入り人数の範囲(定員)内での受け付けとなり、定員になり次第締切ります)。

※予約の受け付けは、立入り希望日の3ヶ月前からです。

申請書・手数料の受付

指定認定機関に手数料(1,000円)を支払い、西大台利用調整地区立入申請書を提出してください。

※立入り当日の申請はできません。事前予約の上、2週間前までに申請してください。

※悪天候等で立入りできない場合を含め、一度振り込まれた手数料は返金できません。

申請内容を検証し、指定認定機関が「立入認定証」を交付します。

立入認定証の交付

※「立入認定証」は必ず当日持参してください(立入りに際し、認定証の提示が義務付けられています)。

事前レクチャー受講

立入り前に事前レクチャーの受講が義務付けられています。

立入り可能

立入る際には「立入認定証」を衣服やザック等、目のつくところに携帯してください。

図3 普及啓発リーフレット(裏)

西大台利用調整地区の手続き

西大台利用調整地区に登山等の目的で立入りを希望される方は、次の要領でお申し込みください。

申請書の記載は、記載例をご参照ください。

1 立入りにあたり認定を受けることが必要な期間

平成 20 年 4 月 23 日から 11 月 30 日まで

※ 原則 4 月～11 月末までのドライブウェイ開通期間とします。

2 1 日あたりの立入り可能な人数 (定員)

次の上限人数をこえて立入ることはできません。

ア 利用集中期の土日祝日 : 100人

イ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

ウ 上記以外の平日 : 30人

※ 平成 20 年度の利用集中期は 4/26～6/1、8/9～8/17、9/27～11/3 としています。

※ 1 団体 (2 人以上を団体とします) の利用申込みは、最大 10 人 までです。これを超える団体は受付出来ません。

3 手続きの方法

手続きの窓口業務は、指定認定機関である 吉野きたやま森林組合 が行います。(1) 電話予約、(2) 手数料入金及び申請書提出の順で手続きを行ってください。

(1) 電話予約

電話で事前に予約を行ってください。予約の際に、立入希望日、人数、希望者全員の氏名の他、代表者のみ電話番号と住所を確認します。**希望者全員のお名前が決まっていない場合の予約 (人数枠の確保) は受付できません。** 予約が可能な場合には、予約をした次の日から 7 日以内 (必着) に申請を行ってください (7 日以内に手数料の入金及び申請書の提出が無い場合には、予約を通知無く取り消します)。



なお、1 日あたりの立入り人数の範囲 (定員) 内での受付となり、定員になり次第締め切ります。

【受付期間】立入希望日の 3 ヶ月前の同日から立入希望日の 3 週間前 (21 日前) まで

【受付時間】平日 (8 月 13 日～16 日、年末年始を除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

(2) 手数料入金と申請書の提出

予約後、郵送又は窓口のいずれかの方法でお申し込みください (申請書は別紙参照)。

【受付期間】立入希望日の 3 ヶ月前の同日から立入希望日の 2 週間前 (14 日前、必着) まで

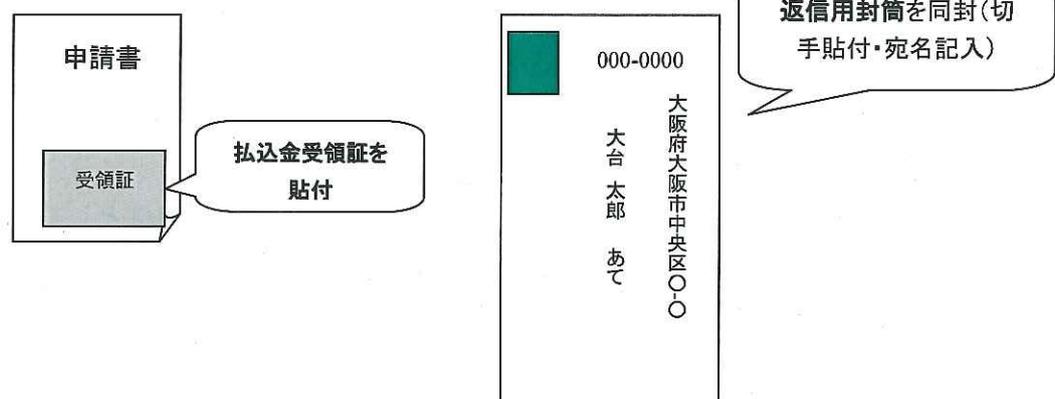
【受付時間】平日 (8 月 13 日～16 日、年末年始を除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ア) 郵送の場合

人数分の手数料（1人につき1,000円）を下記に指定する口座に振込み、振込時に発行される払込金受領証（振込明細票）を、申請書に貼り付けてください。申請書は、別紙記載例を参考に所要事項を記載のうえ、返信用封筒（定型封筒、90円（1～5名）又は140円（6名以上の場合）分の切手を貼り付け、申請者の住所・氏名を記載）を同封の上、吉野きたやま森林組合上北山支所あて郵送してください。受付後、内容を確認・審査後、同封いただいた返信用封筒にて立入認定証を郵送します。

【郵送するもの】

- ・ 申請書（払込金受領証など手数料入金ができる書類を貼付）
- ・ 返信用封筒（切手貼付90円又は140円分、申請者の宛名を記載）



イ) 窓口の場合

印鑑を持参の上、吉野きたやま森林組合上北山支所の窓口にて備え付けの申請書に記入してお申し込みください。手数料は、申請書提出の際に人数分をまとめて直接お支払ください。受付後、内容を確認・審査後、立入認定証を窓口で交付します。なお、窓口の場合、時間を要することがありますので、郵送による交付を希望される場合は、90円分（6名以上は140円分）の切手を貼り付けた返信用封筒をご持参ください。

- ※ 同一人、同一団体による複数のお申し込みはお断りする場合があります。
- ※ 1度入金した手数料は事務経費として使用されるため返金できません。悪天候、道路状況等をあらゆる状況を含め当日立入りができない場合も同様です。
- ※ 手数料1,000円その他、振込時にかかる経費は、申請者の負担となります。
- ※ 西大台利用調整地区の利用者の安全確保のため急遽利用の休止を行うことがあります。
- ※ 立入認定証通知後、立入りの前までに事前レクチャーを受講することが義務づけられています。

【指定認定機関 吉野きたやま森林組合（窓口）】

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村河合34番地（上北山支所）
TEL 07468-2-0066（西大台利用調整地区担当専用）

<振込先口座> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名：吉野きたやま森林組合
口座記号：14590 口座番号：25345101

◆西大台利用調整地区ホームページ（環境省 近畿地方環境事務所内 HP 内）
<http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishiodaiguide/>

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画

平成 19 年 6 月 1 日
近畿地方環境事務所

【目 次】

1. 背景.....	1
1-1 西大台地区の自然の概況.....	1
1-2 西大台地区の利用の状況.....	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況.....	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題.....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針.....	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標.....	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針.....	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針.....	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針.....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項.....	8
3-1 利用調整地区の名称.....	8
3-2 利用調整地区の区域.....	8
3-3 利用調整の期間.....	8
3-4 その他.....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項.....	9
4-1 指標等の設定.....	9
4-2 モニタリングの方法.....	9
4-3 モニタリングデータの評価.....	10
4-4 報告及び公表の方法.....	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項.....	11
5-1 認定基準.....	11
5-2 立入認定事務の実施方法.....	13
5-3 注意事項（利用ガイドライン）.....	13
5-4 利用者の指導.....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項.....	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等.....	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成.....	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項.....	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項.....	14
9. 今後の課題.....	15

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミブナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミブナ群落は貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇ヶ岳、千石ヶ岳などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイルリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇窟などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が提言されている。

本利用適正化計画は、基本方針②「利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成する。

1-4 保護及び利用の問題点、課題

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原生的な雰囲気を経験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気を感じ、五感で味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、^{とうぜん}登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月）に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、毎年度ごとに定める。

3-4 その他

○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、デジタルセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、立入認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化計画検討協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定める。

なお、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において受付を行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあつての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を毎年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化計画検討協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに

に、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画（平成17年1月）に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 今後の課題

○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

(5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

第7回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

◆日 時 平成20年1月21日(月) 13:00~15:00

◆場 所 上北山村振興センター

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授(ご欠席)
村上 興正	元京都大学	講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学	講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	係長 中川 康博
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	主幹 松島 克典
川上村地域振興課	主事 辰巳 龍三
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	(ご欠席)
上北山村観光協会	会長 更谷 昌美
上北山村漁業協同組合	組合長 金山 進英
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	会長 中谷 守孝
(財)グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
大杉谷自然学校	事務局長 森 正裕
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部運輸部営業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	代表 岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)吉野営業所	(ご欠席)
(社)日本山岳会関西支部	自然保護委員長 斧田 一陽
特定非営利活動法人	

森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)	
大台ヶ原地区パークボランティア		山本 勇三
吉野きたやま森林組合	専務	富室 良城
吉野熊野観光開発(株)	専務取締役	林 彪
ワーク21かみきたやま	会長	平山 孝一

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官	田邊 仁
	国立公園・保全整備課長	杉田 高行
	自然保護官	福原 裕
	自然保護官	櫻澤 裕樹
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官	羽井佐 幸宏
	自然保護官補佐	釜田 淳志
(株)スペースビジョン研究所		宮前 保子

◆議 事

- (1) 平成19年度西大台利用調整地区の運用結果について
- (2) 平成20年度西大台利用調整地区の運用計画について

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

(協議会の位置付けについて)

- ・今後の運用計画(案)について、この協議会の意見によって、変更する可能性はあるのか。
- この協議会での議論によって、運用計画(案)の変更を行う可能性はある。ただし、制度的に、変更の手続きには時間がかかるので、すぐに平成20年度の運用計画において、全ての意見に対応することは難しい。

(モニタリング調査について)

- ・資料2-3、P.3に駐車場の年間駐車台数があげられているが、この台数には、ドライブウェイ上の路肩駐車台数も含まれているか。
- 駐車場外の路肩駐車台数も含まれている。
- ・今年度の認定事務の中で、申請の中に、認定の条件に合わないような内容があるなどの問題はなかったか。
- 規定人数より多い団体人数で申請するなどの問題はなかった。申請書にあった不備な点としては、名前の記載に間違いがある、必要項目を記載していない、等であった。その他には、予約の段階で、複数の日を予約したいという人や、当日、窓口に来て認定を受けたいという人がいた。

・認定者数が、上限人数のわずか10.3%となっているが、この点については、どのように捉えているか。

上限いっぱいまで増やすということを目指しているのか、それともこの低い値で良いという考えか。

→上限は、極端な利用集中をさけることを目的として設定。利用調整の趣旨は、自然環境の保全と質の高い利用である。仮に上限いっぱいまで利用者数があった場合、平成17年や18年の倍の利用者数になり、自然環境への負荷がかかることが予想されることもあり積極的に上限までの人数を増やすという事は不適切と考える。しかし、利用を前提としているなかで上限に対し利用割合が低い割合を示していることから、現状の人数が最適とも言い切れない。今後の状況を見ながら、より良い利用が可能となるように検討していきたい。

(認定手続きについて)

・昨年度は、大きな災害があり、村内の施設等の経営も非常に厳しい状況にある。そのような状況の中で、昨年9月～11月の認定者数がわずか452名であったというのは、村にとってのデメリットは非常に大きい。利用者減を少しでもくいとめるため、指定認定機関の窓口で直接来た人については、当日あるいは翌日の認定を発行できるように手続きを変更できないか。

・大台ヶ原に来てから、利用調整制度を知る人も多いと思うので、上北山村の宿泊施設に泊まった人については、別に認定の枠を設けて、直接窓口で、翌日の利用認定を発行するようにして欲しい。

・2週間前までの申込み期限を、せめて1週間前までに変更して欲しい。今年度の認定事務の実施状況でも、当日または翌日に認定証を発行している場合が多いので、期間の短縮は可能だと思う。

→今年度は、3ヶ月間のみの実績であるので、手続きを変更するにしても、変更の根拠となる情報が不足している。また、通年で実施した場合、事務が対応可能であるかも不明である。そのため、もう1年、本年度と同じ内容で実施してから、上記の認定手続きの変更等について検討したいと考える。また、制度的にも、認定手続きの変更には、時間がかかるため、平成20年度の運用計画については、変更が難しい。そのため、21年度に向けて、手続き方法の変更等について検討を行いたい。

・認定者の中で、キャンセルしている人が多いので、キャンセル者数を減らすためにも、急に行けなくなった人が出た場合、別の人に認定枠を譲れるようにして欲しい。

→自然公園法において、認定は、申請者個人に対してなされることになっているので、制度上、そういった対応は出来ない。

・利用調整の開始後、西大台地区から小処温泉方面に下る登山者の数が非常に少なくなっており、問題である。また、グループの最大人数が10人と決められているが、これだとマイクロバスのツアーが組めないという問題がある。グループ人数の上限を、せめて20人に増やして欲しい。

(協議会における今後の議論について)

・利用者アンケートでも、様々な要望や課題が出されており、また、本日の議論の中でも多くの課題が出されているので、これらについては、それぞれ具体的な対応策を出していく必要がある。意見を聞きっぱなしにするのではなく、少なくとも来年度の早い時期には、今回出た課題について改めて検討する場を持つ必要がある。

・協議会が1年に1回だけというのは、継続的な議論を行う上で、ふさわしくない。せめて2回は開催

するようにして欲しい。

- 今回、出された課題については、平成 20 年度から対応することは難しいが、重要なお指摘として受け止め、今後も次年度以降の運用計画について継続的に改善を検討していくこととする。また、協議会については、平成 20 年度は、年 2 回、開催する方向で進めることとし、時期については、たとえば春、夏の利用ピークが終わった後の 9 月頃を目途に検討する。
- ・今回の課題については、次回の協議会で、明確な対応策を出していただきたい。協議会が合意形成の場としての役割が果たせるよう、努力していただきたい。

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領

(名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(以下「利用適正化計画」という)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
 - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者(関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等)で、近畿地方環境事務所長から委嘱された者により構成する。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、専門的な助言等を得るため、協議会に構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

(構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

(辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は委嘱年度の3月31日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成18年2月26日から施行する。
平成19年8月30日 一部改正

上北山村のみどころ

上北山村は、西嶺の約四割が吉野熊野国立公園に指定され、その中には、東に日本百名山「大台ヶ原」を有する台高山脈、西に世界遺産「大峯奥駈道」を有する大峰山脈が座し、その間を「やまとの水」に選定された清流「北山川溪谷」が流れる豊かな大自然に育まれた山村です。

この村で育まれた自然の中で生きる知恵、自然の循環の中で自然と共に暮らす文化は、現代の都市生活では忘れられてしまった貴重な遺産といえます。



7 北上山温泉 (薬師湯)
清流北山川のほとりにはあり、景下有数の豊富な湧出量を誇る泉質の良い温泉です。



8 景德寺
平沢のかかりの禅寺で、如意輪観音坐像や弓矢祭などの文化財があります。



4 滝川寺
北山の宮(櫻鬼山天立玄塔)の御墓があり、後醍醐天皇の岩として知られています。



5 特産品加工センター
伝統的な製法にこだわった手作りのこぼろ、多彩な製法にこだわった特産品があります。



6 又鈺山からの眺望
上北山村内屈指の大展望が楽しめる登山コースです。



2 くらがり又谷の滝
落差50m以上の滝壁にも重なる名瀑で、「やまとの水」に選定されています。



3 小処温泉
大台ヶ原の麓に位置し、小梁川の渓谷美を誇るのるる大風呂があります。



1 大台ヶ原
吉野熊野国立公園の一部であり、深田久弥の「日本百名山」にも選定されています。



吉野熊野国立公園

大台ヶ原の郷

上北山村エコツア―

— 上北山村郷めぐりと大台ヶ原(西大台)の自然体験 —

第1回 10月25日(土)～26日(日) 8:00 榎原神宮前駅 中央出口 集合

第2回 11月10日(月)～11日(火) 8:00 榎原神宮前駅 中央出口 集合

【1日目】 ～上北山村郷めぐり～

8:00 榎原神宮前駅 中央出口 集合
 11:00 林道椽谷西ノ谷線からの眺望と又鉾山登山
 ～昼食(ふきや弁当)～
 14:00 特産品加工センターにて村の特産品
 「こんにゃく」と「とち餅」の試食
 14:40 瀧川寺
 15:30 新屋箸製作所にて「割箸」の制作見学
 17:00 お宿ふきや到着後、自由行動
 18:30 夕食
 20:00 大台ヶ原のスライド等の上映
 20:30 夜の郷めぐり
 21:30 就寝

【2日目】 ～大台ヶ原(西大台)めぐり～

5:00 景德寺にて座禅体験(希望者のみ)
 6:30 朝食
 7:30 大台ヶ原へ
 8:30 事前レクチャー
 9:00 西大台地区入山 約5時間散策
 ～昼食(ふきや弁当)～
 14:00 大台ヶ原下山後、小処峡・くらがり又谷の滝見学
 15:00 小処温泉にて入浴
 18:30 榎原神宮前駅 中央出口 解散

定員：各15名

参加費：19,800円(税込み)

【申込み・お問合せ先】

上北山村商工会

TEL 07468-3-0074 FAX 07468-2-0205
E-MAIL: kamikita@m5.kcn.ne.jp

※ 参加費用には、宿泊費(1泊2食付)、昼食代(2日分)、
 貸切バス代、ガイド代、温泉入湯料、保険料が含まれています。

共催：ワーク21上北山、上北山村、近畿地方環境事務所
 後援：奈良県、上北山村商工会、奈良交通株式会社

上北山村のみどころ



大台ヶ原 西大台地区
 広大なブナの原生林の中を縫うように歩くコースで神秘的なムードが味わえます。



又劔山
 上北山村内屈指の大展望が楽しめる登山コースです。



瀧川寺
 北山の宮（後龜山天皇玄孫）の御墓があり後南朝哀史の君として伝えられています。



特産品加工センター
 伝統的な製造法にこだわった手作りのこんにやくなどの様々な特産品があります。



新屋製箸所
 吉野杉の建築材の端材を無駄なく活用した香り高い風雅な箸を作っています。



くらがり又谷の滝
 落差50m以上の幾重にも重なる名瀑で「やまとの水」にも選ばれています。



景徳寺
 平氏ゆかりの禪寺で、如意輪観音坐像や弓矢祭などの文化財があります。



上北山温泉（薬師湯）
 清流北山川のほとりにあり、県下有数の豊富な湧出量を誇る泉質の良い温泉です。



小処温泉
 大台ヶ原の麓に位置し、小椋川の渓谷美を楽しめる露天風呂があります。



お宿ふきや
 山・川・海の幸を用いた手作りのおふくろの味を堪能できる懐かしい田舎のお宿です。

交通アクセス

◆榎原神宮前駅までは電車でお越しください

- 大阪方面から
 JR天王寺駅にて近鉄大阪阿部野橋駅に乗り換え、榎原神宮前方面または、吉野方面へ急行で約40分
- 京都方面から
 京都駅（近鉄）から、榎原神宮前方面または、吉野方面へ急行で約1時間15分
- 奈良方面から
 近鉄奈良駅から、大和西大寺駅で乗り換え、榎原神宮前方面へ急行で約40分

ツアーに関する注意事項

- ・西大台の立入りには立入認定申請が必要となります（ツアー申込み確定後、申請資料をご送付しますが、届かない場合は下記までご連絡ください）。
- ・天候により、又劔山の登山および、西大台への入山ができない場合がございます。また、都合により、ツアーの予定が変更になる場合もございます。
- ・宿泊に関しましては、1室3名様のご利用になります。（2名様以下は相部屋となります）
- ・本ツアーは、国内旅行傷害保険に加入しています。
- ・ツアー申込み期限は、以下の通りです。
第1回：10/3(金) 必着 第2回：10/17(金) 必着
- ・キャンセルの場合は、ツアー5日前までにご連絡下さい。

◆個人情報の取扱いについて

当ツアーの参加者の個人情報は、西大台地区の立入申請等のツアー運営において使用し、法令等に基づく場合を除き、個人情報を同意なしに第三者に提供することはありません。



誓約内容

私は、下記の誓約内容を確認・承諾の上、「上北山村エコツアー」に申込みます。

記

1. 「案内人」の指示に従うと共に、決められたコース、集合時間を厳守します。
2. 私はこのツアー中に起きた事故での損害、傷害について、掛けられた損害保険金以上の請求をしません。
3. 団体行動を尊重します。
4. 動植物の採取、ゴミの投棄はしません。
5. その他、主催者の指示に全て従います。

FAXの場合は、切り取らずにお送り下さい。

私は、誓約内容を承諾し、下記の通り申込みます。

1枚で3名様までお申込みいただけます。

参加希望日：第 回

同行者1：氏名

代表者：氏名

男・女 生年月日 年 月 日

男・女 生年月日 年 月 日

〒

住所

自宅TEL

携帯電話

景徳寺座禅体験：有・無

景徳寺座禅体験：有・無

西大台の過去の立入認定：有・無

西大台の過去の立入認定：有・無

(平成 年 月 日 第 号)

(平成 年 月 日 第 号)

同行者2：氏名

男・女 生年月日 年 月 日

景徳寺座禅体験：有・無

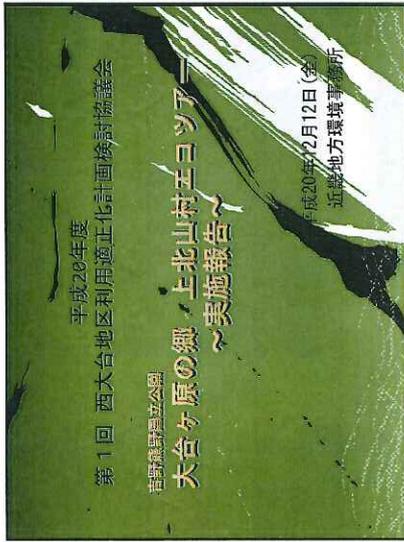
西大台の過去の立入認定：有・無

(平成 年 月 日 第 号)

TEL、FAX、電子メールのいずれかでお申込み下さい。

上北山村商工会

TEL 07468-3-0074 FAX 07468-2-0205
 E-MAIL: kamikita@m5.kcn.ne.jp



背景と目的

背景

- 上北山村は、豊かな自然資源を活用した地域活性化に取り組んでいる
- エコツーリズム推進法の施行(平成20年4月)

目的

- 山麓の村と大台ヶ原山上を公共交通で結び、「質の高い自然体験を可能とする新しい利用のあり方」を提案する

実施概要

実施日(1泊2日)

- 第1回：平成20年10月25日(土)～26日(日) (参加者数：9名)
- 第2回：平成20年11月10日(月)～11日(火) (参加者数：2名)

実施内容

- 1日目：上北山村郷めぐり
- 2日目：大台ヶ原(西大台)めぐり

実施主体

- 共催：ワーク21上北山、上北山村、近畿地方環境事務所
- 後援：奈良県、上北山村商工会、奈良交通株式会社

写真記録 1日目 上北山村郷めぐり

又徳山登山

8:00 榎原神宮前駅 集合

11:00 又徳山登山

14:00 特産品加工センター見学

14:40 瀬川寺見学

15:30 新郷製作見学

18:30 夕食

20:00 スライド上映

21:00 就寝

写真記録 1日目 上北山村郷めぐり

特産品加工センター見学

8:00 榎原神宮前駅 集合

11:00 又徳山登山

14:00 特産品加工センター見学

14:40 瀬川寺見学

15:30 新郷製作見学

18:30 夕食

20:00 スライド上映

21:00 就寝

写真記録 1日目 上北山村郷めぐり

瀬川寺見学

8:00 榎原神宮前駅 集合

11:00 又徳山登山

14:00 特産品加工センター見学

14:40 瀬川寺見学

15:30 新郷製作見学

18:30 夕食

20:00 スライド上映

21:00 就寝

写真記録 2日目 大台ヶ原(西大台)めぐり

西大台におけるガイディング

5:00 座禅体験 (崇徳寺)
6:30 朝食
8:30 準備
9:00 レクチャー
西大台入山
14:00 小丸峠・くらが
り又谷の灌漑学
15:00 小丸温泉入湯
18:30 帰郷

座禅体験(崇徳寺)

・利用調整地区における
取り組み等の紹介
・西大台の動植物の説明
・西大台の歴史の説明
・快遊な登山を行うため
のレクチャー

写真記録 2日目 大台ヶ原(西大台)めぐり

西大台におけるガイディング

5:00 座禅体験 (崇徳寺)
6:30 朝食
8:30 準備
9:00 レクチャー
西大台入山
14:00 小丸峠・くらが
り又谷の灌漑学
15:00 小丸温泉入湯
18:30 帰郷

ツキノワグマの爪跡の説明

・利用調整地区における
取り組み等の紹介
・西大台の動植物の説明
・西大台の歴史の説明
・快遊な登山を行うため
のレクチャー

写真記録 2日目 大台ヶ原(西大台)めぐり

西大台におけるガイディング

5:00 座禅体験 (崇徳寺)
6:30 朝食
8:30 準備
9:00 レクチャー
西大台入山
14:00 小丸峠・くらが
り又谷の灌漑学
15:00 小丸温泉入湯
18:30 帰郷

植物の説明

・利用調整地区における
取り組み等の紹介
・西大台の動植物の説明
・西大台の歴史の説明
・快遊な登山を行うため
のレクチャー

写真記録 2日目 大台ヶ原(西大台)めぐり

西大台におけるガイディング

5:00 座禅体験 (崇徳寺)
6:30 朝食
8:30 準備
9:00 レクチャー
西大台入山
14:00 小丸峠・くらが
り又谷の灌漑学
15:00 小丸温泉入湯
18:30 帰郷

西大台の自然の説明

・利用調整地区における
取り組み等の紹介
・西大台の動植物の説明
・西大台の歴史の説明
・快遊な登山を行うため
のレクチャー

写真記録 2日目 大台ヶ原(西大台)めぐり

西大台におけるガイディング

5:00 座禅体験 (崇徳寺)
6:30 朝食
8:30 準備
9:00 レクチャー
西大台入山
14:00 小丸峠・くらが
り又谷の灌漑学
15:00 小丸温泉入湯
18:30 帰郷

開拓跡における歴史の説明

・利用調整地区における
取り組み等の紹介
・西大台の動植物の説明
・西大台の歴史の説明
・快遊な登山を行うため
のレクチャー

アンケート集計

ツアーの参加動機 (複数回答)

村の生活文化歴史に興味があった 3
村の自然に興味があった 5
大台ヶ原の自然に興味があった 7
西大台利用調整地区に興味があった 8
ガイド付きのツアーだったから 6
友人に誘われた 2
時間があつたのでなんとなく 1
その他 1

(n=11)

その他:ヒルクラタイム(村主催のイベント)に参加したから。

